

広域防災体制の現状把握

平成14年3月6日

内閣官房都市再生本部事務局
内閣府（防災担当）
国土交通省近畿地方整備局

目 次

1	現状における広域防災拠点等の整理.....	1
1.1	京阪神都市圏における既存広域防災拠点の整理.....	1
1.2	首都圏における基幹的広域防災拠点の考え方の整理.....	13
1.3	京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の検討のポイント.....	16
2	京阪神都市圏の都市構造の把握.....	17
2.1	都市構造の整理.....	17
2.2	交通・輸送に関するインフラ整備の整理.....	20
2.3	災害時における緊急輸送ネットワークの整理.....	26
3	京阪神都市圏の広域防災体制の整理.....	30
3.1	広域連携体制の概況.....	30
3.2	地方自治体と指定行政機関、自衛隊等との広域連携体制の概況.....	36
3.3	医療救護活動における広域連携体制の概況.....	42
3.4	緊急対応に関する基盤整備の概況.....	50
3.5	情報通信基盤.....	51
4	今後整理すべき広域的オペレーションの考え方について.....	55

1 現状における広域防災拠点等の整理

1.1 京阪神都市圏における既存広域防災拠点の整理

京阪神都市圏における現状の広域防災拠点の概要は次の通りである。

(1) 大阪府における広域防災拠点

広域防災拠点等

区分	対象地区	所在地
広域防災基地	* 八尾空港周辺地区	
広域防災拠点	*1 大阪北部	
	*2 大阪中部	八尾市空港1丁目
	3 大阪南部	泉南市りんくう南浜2-14
後方支援活動拠点 (自衛隊、消防、警察など広域後援部隊の活動拠点)	1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万国公園 1-1
	2 服部緑地	豊中市服部緑地 1-1
	3 大阪城公園	大阪市中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪市鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪市東住吉区東長居町
	6 寝屋川公園	寝屋川市大字打上 1707
	7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺 323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園 1-1
	9 大泉緑地	堺市金岡町 128
	10 錦織公園	富田林市錦織 1560

注：*は現在計画中又は整備中のもの
資料：大阪府地域防災計画関係資料より作成

広域防災拠点の機能

府の備蓄拠点、救援物資輸送拠点

航空機（主としてヘリコプター）輸送を活用した物資輸送拠点

府災害対策要員をはじめ、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関の活動拠点

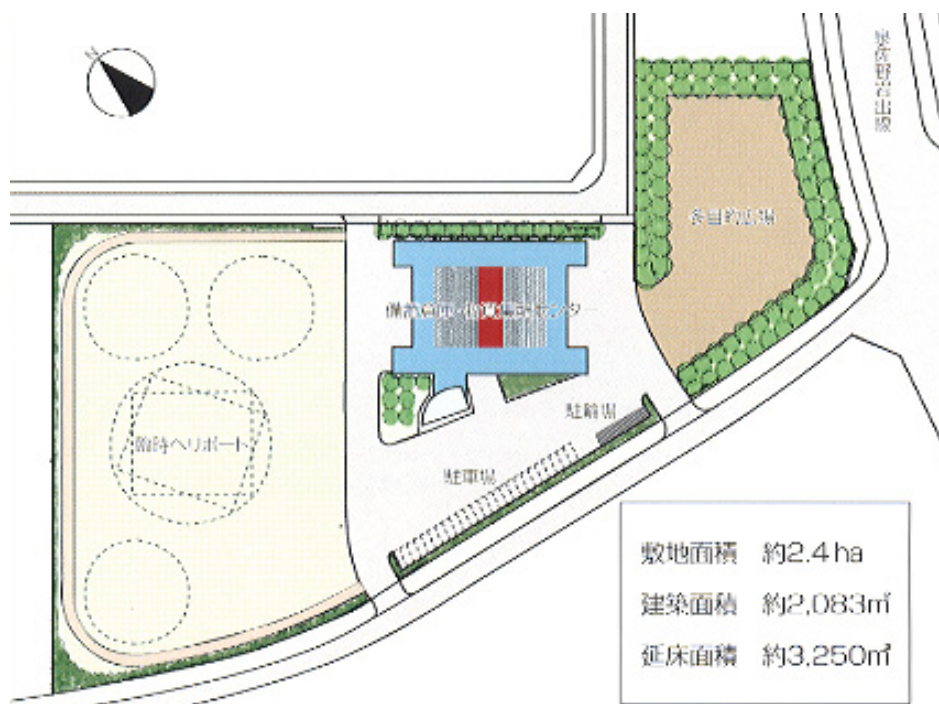
大規模災害発生時における広域防災基地のサブ機能

資料：大阪府地域防災計画より作成

大阪府の各広域防災拠点の概要

【大阪府南部広域防災拠点】

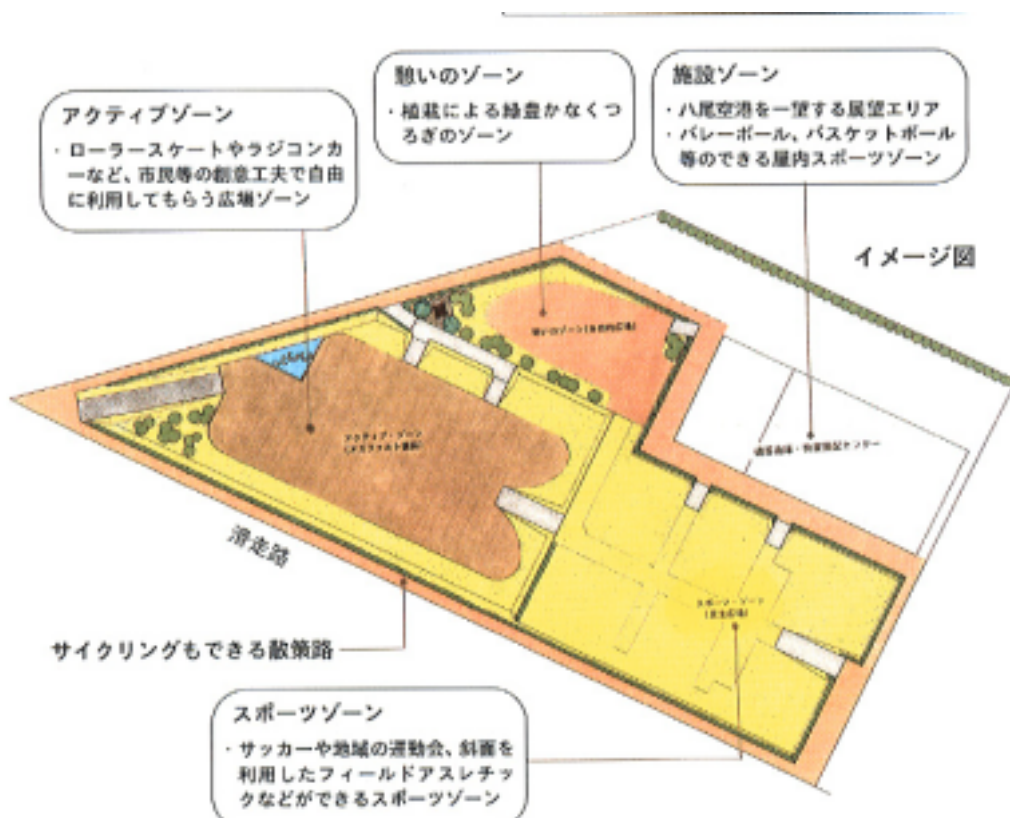
事業面積	約2.4ha
建築面積	約2,083㎡
延床面積	約3,250㎡ (1階：備蓄倉庫・荷捌き場・管理室等、2階：備蓄倉庫・会議室等)
整備年度	平成7年度～平成9年度
供用開始	平成9年9月
平常時利用	荷捌き場を体育館として利用できるよう整備しているとともに、 臨時ヘリポートや多目的広場も利用可能になっている。



資料：大阪府HP

【大阪府中部広域防災拠点】

事業面積	約5.4ha
建築面積	約5,182㎡（備蓄倉庫・物資集配センター部分）
延床面積	10,107㎡（備蓄倉庫・物資集配センター部分）
整備年度	平成11年度～平成14年度（予定）
供用開始	平成15年春目途（備蓄倉庫・物資集配センター部分のみ）



資料：大阪府HP

(2) 兵庫県における広域防災拠点

広域防災拠点 (県域防災拠点・広域防災拠点)

県域防災拠点：三木震災記念公園 (仮称)

広域防災拠点：19箇所

県域防災拠点の概要

名称：三木震災記念公園 (仮称)

整備地区：三木市志染町地区

面積：約308ha

機能： 災害時における応急活動拠点機能
 防災に関する教育、訓練を通じての人材育成拠点機能
 防災に関する国内外への情報発信拠点機能
 防災に関する調査研究拠点機能
 多くの人々に親しまれ活用されるスポーツ拠点機能

施設構成の概要

学習・訓練ゾーン	
(1)消防学校等学習・管理施設	
概 要	複雑・多様化する災害等に対処できる消防職員等を養成するとともに、防災学習・研修施設を併せて整備し、自主防災組織などの地域リーダーやボランティアなどを育成する。また、災害時には、「三木震災記念公園 (仮称)」の中心基地として、応急活動要員及び救援物資の拠点となるなど、円滑かつ迅速な災害対応を図る。
施設内容	学習・管理施設、教育施設、宿泊施設
規 模	7,695 m ²
機 能	< 消防学校の機能 > 消防職員・団員の教育訓練機能 市町消防本部等支援機能 < 災害対応機能 > 広域防災活動機能 災害対策補完機能 県域備蓄機能 防災ヘリポート機能
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度末完成予定

(2)緊急消防援助隊広域訓練拠点																														
概要	阪神・淡路大震災を教訓に、国内における地震等の大規模広域災害の発生時における人命救助活動等が有効に行われるよう設置された「緊急消防援助隊」の合同訓練施設を整備する。																													
施設内容	訓練棟、屋内訓練場、水難救助訓練施設、屋外訓練場																													
規模	訓練棟、屋内訓練場（規模：3,530㎡） 水難救助訓練施設（25mプール） 屋外訓練場（グラウンド）																													
整備年度	平成13年3月～平成15年度末完成予定																													
(3) 実大三次元振動破壊実験施設																														
概要	建造物の耐震性向上等を通じて地震災害の飛躍的軽減を実現するため、実大規模建造物等の破壊現象の解明を可能とする震動実験施設を、独立行政法人防災科学技術研究所が整備する。																													
事業主体	独立行政法人防災科学技術研究所																													
整備年度	平成12年1月～平成16年度完成予定																													
総合防災公園ゾーン																														
概要	<p>阪神・淡路大震災復興基本計画及び兵庫県地域防災計画による全県防災拠点として、学習・訓練ゾーンと一体となり、災害時の救援・救護、災害復旧対策の拠点を形成する。</p> <p>神戸・東播磨地域における広域防災拠点としての役割を果たす。</p> <p>東播磨地域及び三木市域の良好な都市環境の保全や景観形成のため、地域の豊かな自然や公園・緑地と有機的に連携して緑のネットワークを形成する緑地保全機能を果たす。</p> <p>地域スポーツの振興拠点となる運動公園として整備する。</p>																													
施設内容	<p>主要施設と主な機能等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">平常時</th> <th style="text-align: center;">災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">スポーツの森</td> <td>陸上競技場</td> <td>陸上競技、サッカー、ラグビー等</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">物資の集配拠点 ・物資の集積、仕分け、一時保管 ・臨時ヘリポート ・備蓄倉庫 ・トラックヤード</td> </tr> <tr> <td>補助競技場</td> <td>陸上競技、サッカー、ラグビー等</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>野球</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>施設利用者駐車場</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>サッカー、ラグビー等</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">要員の活動拠点 ・応急活動要員の集結、宿泊、出勤</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">野外活動の森</td> <td>オートキャンプ場</td> <td>コテージ、キャンプサイト</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>テニス</td> </tr> <tr> <td>森の冒険広場</td> <td>林間の遊具広場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">自然体験の森</td> <td>水辺の観察園</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">自然観察</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">一時避難地</td> </tr> <tr> <td>自然観察園</td> </tr> </tbody> </table>			平常時	災害時	スポーツの森	陸上競技場	陸上競技、サッカー、ラグビー等	物資の集配拠点 ・物資の集積、仕分け、一時保管 ・臨時ヘリポート ・備蓄倉庫 ・トラックヤード	補助競技場	陸上競技、サッカー、ラグビー等	野球場	野球	駐車場	施設利用者駐車場	球技場	サッカー、ラグビー等	要員の活動拠点 ・応急活動要員の集結、宿泊、出勤	野外活動の森	オートキャンプ場	コテージ、キャンプサイト	テニスコート	テニス	森の冒険広場	林間の遊具広場	自然体験の森	水辺の観察園	自然観察	一時避難地	自然観察園
		平常時	災害時																											
スポーツの森	陸上競技場	陸上競技、サッカー、ラグビー等	物資の集配拠点 ・物資の集積、仕分け、一時保管 ・臨時ヘリポート ・備蓄倉庫 ・トラックヤード																											
	補助競技場	陸上競技、サッカー、ラグビー等																												
	野球場	野球																												
	駐車場	施設利用者駐車場																												
	球技場	サッカー、ラグビー等	要員の活動拠点 ・応急活動要員の集結、宿泊、出勤																											
野外活動の森	オートキャンプ場	コテージ、キャンプサイト																												
	テニスコート	テニス																												
	森の冒険広場	林間の遊具広場																												
自然体験の森	水辺の観察園	自然観察	一時避難地																											
	自然観察園																													

資料：兵庫県資料より作成

三木震災記念公園（仮称）のイメージ



資料：兵庫県HP

広域防災拠点の概要

広域防災拠点の機能

- 1 救助資機材等の備蓄及び地域内外からの物資の集積・配送拠点
- 2 救援・復旧活動にあたる機関の部隊駐屯拠点

広域防災拠点の構成

- 1 中核となる公園等の広場
 - ア 緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地
 - イ 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地
 - ウ 救助資機材等の備蓄施設
 - エ 防災ヘリポート
 - オ 緊急用ライフライン整備
- 2 防災センター施設

応急対策・支援活動のための情報収集・発信、指示・調整機能

広域防災拠点一覧

市街地連担型		市街地分散型	
神戸都心	神戸市	ウディタウン	三田市
しあわせの村	神戸市	三木全県	三木市
西宮地区	西宮市	播磨中央	滝野町
西猪名	伊丹市、川西市	西播磨	上郡町
明石海浜	明石市	赤穂海浜	赤穂市
日岡山	加古川市	播磨空港(調査中)	姫路市、夢前町、香前町
手柄山	姫路市	但馬空港	豊岡市、日高市
播磨空港(調査中)	姫路市、夢前町、香前町	和田山	和田山町
		年輪の里	柏原町
		淡路島国際公園都市	淡路町、東浦町
		洲本	洲本市

資料：兵庫県地域防災計画より作成

既設広域防災拠点【左：西播磨広域防災拠点、右：但馬広域防災拠点】



資料：兵庫県HP

既設広域防災拠点（西播磨広域防災拠点、但馬広域防災拠点）の概略

	西播磨広域防災拠点	但馬広域防災拠点
位 置	赤穂郡上郡町	豊岡市岩井（但馬空港内）
敷地面積	33,292m ²	52,336m ²
建築面積	1,029m ²	1,047m ²
延べ面積	1,132m ²	810m ²
整備年度	平成9年度～平成10年度	平成11年度～平成13年度 建築は平成11,12年度、備蓄物資等の整備は平成13年度
供用開始	平成11年3月16日	平成13年8月25日

資料：兵庫県地域防災計画より作成

その他

阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

阪神・淡路大震災の経験・教訓を全世界の共有財産として継承し、国内外の地震災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを世界に発信していくため、阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」を整備。平成14年4月27日一般公開の予定。

センターの機能

1.広域支援機能

- ・ 専門家を被災地に派遣し、震災発生直後における被害調査や専門的な助言等を支援

2.人材育成機能

- ・ 地震災害の軽減に貢献できる人材の育成
- ・ 広域支援を行うことができる人材の育成
- ・ 国、都道府県、公共機関等における人材の育成

3.調査研究機能

- ・ 研究員による実践的・総合的な調査研究

4.交流・ネットワーク機能

- ・ 防災に関する人と情報が交流するシステムを構築し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を絶えず内外に発信

施設内容

展示部門（シアター、展示室等） 研究部門（研究室、共同研究室、プレゼンテーション室等） 研修部門（セミナー室、ワークステーション室等） 交流部門（交流サロン、サーバー室等情報システム等） 資料部門（資料室、収蔵庫等） 大震災に係る慰霊のモニュメントの設置、来館者のためレストラン、ミュージアムショップ 入居予定機関（2期整備事業）

アジア防災センター、国連人道問題調整事務所アジアユニット、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所、地震防災フロンティア研究センター、（財）兵庫県ヒューマンケア研究機構（ひょうご健康福祉コミュニティカレッジを含む）等

(3) 奈良県における広域防災拠点

大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災活動拠点を指定
各拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広
域交通上の利便性の良いところを指定、また広場や緊急情報通信施設を整備
広域防災活動拠点の指定

- ・県営競輪場（奈良市秋篠町98）
- ・第二浄化センター（北葛城郡広陵町萱野533）
- ・消防学校（宇陀郡榛原町下井足17-2）
- ・吉野川浄化センター（五條市二見5丁目1314）

広域防災活動拠点の機能

- ・緊急物資、復旧用資機材の備蓄
- ・地域内外からの物資の集積、配送拠点
- ・救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点

広域防災活動拠点の構成

- ・緊急物資、復旧用資機材の集積、配送基地
- ・他都市からの救援部隊の野営駐屯基地
- ・緊急物資の備蓄施設
- ・非常用自家発電機
- ・情報通信施設
- ・会議室
- ・災害用臨時ヘリポート

資料：奈良県地域防災計画より作成

(4) 京都府における広域防災拠点

次の運動公園を近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定に基づく応援物資の受
入拠点として位置づけ、順次必要な施設の整備等に努めている。

- ・府立山城総合運動公園
- ・府立丹波自然運動公園

(5) 和歌山県

地域防災計画で、災害応急対策の拠点として、また平常時には防災に関する県民の啓発、教育機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めると定めている。

震災時における機能：災害応急対策の拠点

平常時における機能：県民に対する防災教育・研修

(6) 滋賀県

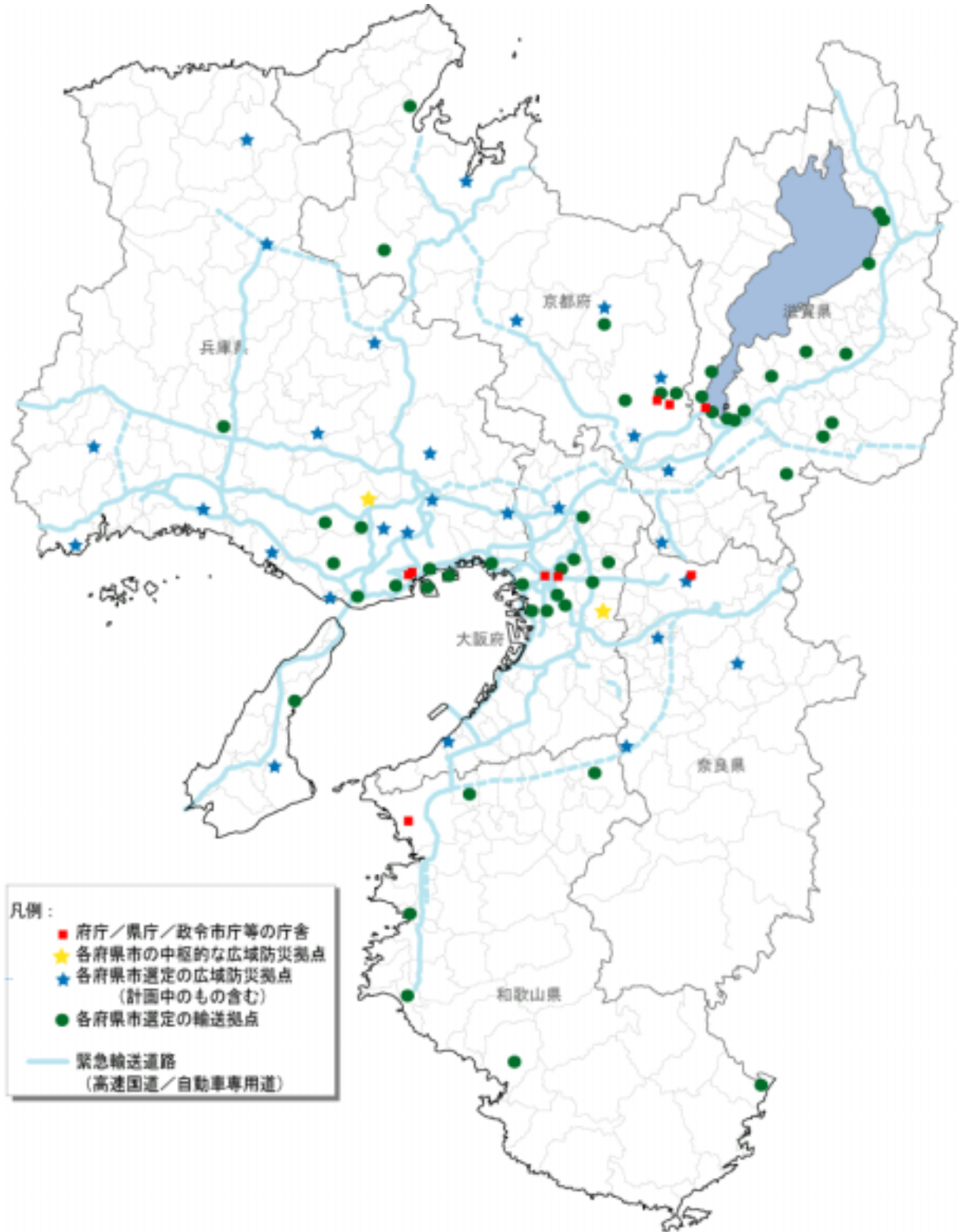
地域防災計画で、総合防災センターを整備し、その施設内に県災害対策の中核となる災害対策本部用会議室や情報通信・分析設備を整備することを目指して、調査検討を進めると定めている。

京阪神都市圏における既存広域防災拠点の整理（大阪府・兵庫県のみ抜粋整理）

位置づけ	大阪府	兵庫県
府 県 全 域 広 域 防 災 拠 点	府全域 機能 ・ 備蓄拠点 ・ 物資輸送拠点 ・ 防災関係機関活動拠点 ・ 広域防災基地サブ機能 面積等 ・ 南部広域防災拠点：敷地面積約 2.4ha ・ 中部広域防災拠点：事業面積約 5.4ha	県内全域 機能 (学 習 ・ 訓 練 ゾ ー ン) ・ 消防職員等の教育訓練機能 ・ 市町消防本部等支援機能 ・ 広域防災活動機能 ・ 災害対策補完機能 ・ 県域備蓄機能 ・ 防災ヘリポート機能 等 (総 合 防 災 公 園 ゾ ー ン) ・ 物資の集配拠点機能 ・ 要員の活動拠点機能 ・ 一時避難地 面積等 ・ 全体：敷地面積約 308ha
広 域 防 災 拠 点 (兵 庫 県) 後 方 支 援 活 動 拠 点 (大 阪 府)	以下の 10 箇所を指定 ・ 日本万博博覧会記念公園 ・ 服部緑地 ・ 大阪城公園 ・ 鶴見緑地 ・ 長居公園 ・ 寝屋川公園 ・ 久宝寺緑地 ・ 山田池公園 ・ 大泉緑地 ・ 錦織公園 機能 ・ 自衛隊、消防、警察など広域後援部隊 の活動拠点機能	地域ブロック単位 機能 ・ 物資集積・配送拠点 ・ 救援復旧部隊駐屯拠点 ・ 救助資機材等の備蓄施設 ・ 防災ヘリポート ・ 緊急用ライフライン整備 ・ 情報収集発信、指示調整機能 面積等 ・ 西播磨広域防災拠点：0.1125ha ・ 但馬広域防災拠点：0.081ha

防災拠点 / 輸送拠点の概要

各府県市地域防災計画、1999年版「広域輸送拠点及び輸送関連拠点のリستمップ」、近畿府県災害対策協議会「近畿の防災拠点リスト（平成10年5月）」より作成



出所：第1回国土交通省委員会資料

1.2 首都圏における基幹的広域防災拠点の考え方の整理

「首都圏広域防災拠点整備基本構想」では、防災拠点を次のように定義している。

防災拠点

- ・広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念、狭義には本部施設や応急復旧活動拠点の意味

広域防災拠点

- ・市町村域を超えた広域行政圏、あるいは都道府県域を超えた大都市圏等において、応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等の一般名称

また、「首都圏広域防災拠点整備基本構想」で示されている、首都圏における基幹的広域防災拠点の定義及び機能・条件等は次のとおりである。

首都圏における基幹的広域防災拠点の定義

広域防災拠点のうち、防災活動拠点（本部施設や応急復旧活動の拠点）として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設

被災時に国及び地方公共団体の協力の下、広域的な防災活動拠点として機能するだけでなく、平常時には都市のオアシスとして人々が憩う魅力的な都市空間として有効に活用されるものである。

首都圏における基幹的広域防災拠点の機能・条件等

1. 備えるべき機能

本部機能の確保

- ・被災地の情報収集・集約、被災都県市・関係各期間との連絡調整、応急復旧活動の指揮等を行うことができる本部機能を有すること。

被災地上空の安全確保

- ・ヘリコプター等救援機等による混雑が予想される被災地上空の安全を確保すること。

海外救援物資・人員の受け入れ

- ・海外救援物資・人員の受け入れを効率的に行うため、税関や検疫、入国の手続きについて、アクセスポイントの設置、情報の集約等を行うこと。

緊急輸送物資の中継地点

- ・被災地域外から被災地域内への医薬品・食糧・応急復旧資機材等の救援物資の集積、荷さばき、分配等を行う中継拠点となること。

水・食糧等の備蓄

- ・水・食糧・医薬品・応急復旧資機材等の備蓄が可能であること。

活動要員のベースキャンプ

- ・広域支援部隊等の応急復旧要員、防災ボランティア等のベースキャンプなり得ること。

医療体制の支援

- ・必要に応じ、災害時医療体制の補完・支援が可能であること。

2.必要な条件

交通手段の確保

- ・人員・物資の緊急輸送のため、複数の交通ネットワーク（陸路・海路・水路・空路）が有効に確保できること。

通信手段等の確保

- ・災害時にも通信手段、電気・水等が確保されること。

一般利用の制限

- ・応急対策活動等を円滑に行うため、被災時には一般利用の制限も可能であること。

平常時利用

- ・都市住民の憩いの場としての利用や訓練・研修の実施、研究開発、防災ボランティア情報の集約、海外の災害への支援等、平常時における有効利用について十分に配慮すること。

資料：首都圏広域防災拠点整備基本構想（平成13年8月27日）首都圏広域防災拠点整備協議会より作成

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に関する整備基本方針（概要）で示されている基幹的広域防災拠点整備のイメージ

（図面切り張り）

参考 合同現地対策本部について

「首都圏広域防災拠点整備基本構想」では、首都圏における基幹的広域防災拠点の機能の1つとして本部機能を有することをあげており、このため『合同現地対策本部』を設置すると示されている。

『合同現地対策本部』は、「首都圏広域防災拠点整備基本構想」でも示されているとおり、都道府県が単独では対応できない、広域あるいは甚大な被害が生じた地域において、即地的かつ詳細な被災状況や応急復旧活動を把握し、大量の救援物資（海外からの救援物資を含む）や広域支援部隊について数量、搬送手段、配分等を調整するなどの広域的オペレーションを行うほか、初動段階で被災都県市が十分機能できない場合に直接応急復旧活動を展開するために、国と関係行政機関、地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関等が連携して、災害応急対策を円滑・迅速・的確に実施するために設置されるものである。

また、『合同現地対策本部』が十分にその機能を発揮する上で必要な条件としては、「首都圏広域防災拠点整備基本構想」でも示されているとおり、交通手段、複数の交通ネットワーク、通信手段等が確保されていることなどであり、これらの条件が整っていれば『合同現地対策本部』が設置された場合においても機能することが可能ということになる。

1.3 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の検討のポイント

京阪神都市圏における、広域防災拠点の整備及び関係機関等との連携方策や基幹的広域防災拠点の必要性及び適正配置等を検討するにあたっては、先の首都圏における検討結果等を踏まえつつ、首都圏とは異なる京阪神都市圏の都市構造（多極・带状構造）や地理的・歴史的条件（豊かな歴史文化遺産）、阪神・淡路大震災後の地域での取り組みなど、京阪神都市圏の地域特性と既存広域防災拠点等の機能・配置状況を十分考慮する必要がある。

2 京阪神都市圏の都市構造の把握

2.1 都市構造の整理

(1) 地形 / 市街地地域

首都圏では広範な平野部に市街地が広がっているのに対し、近畿圏では山地などによって市街地が地形的に分節され、隘路が各所に存在している。

また、西側には瀬戸内海があるため、首都圏と違い外洋を経ずとも他の地域と海路で結ばれている。

(1) 近畿2府5県

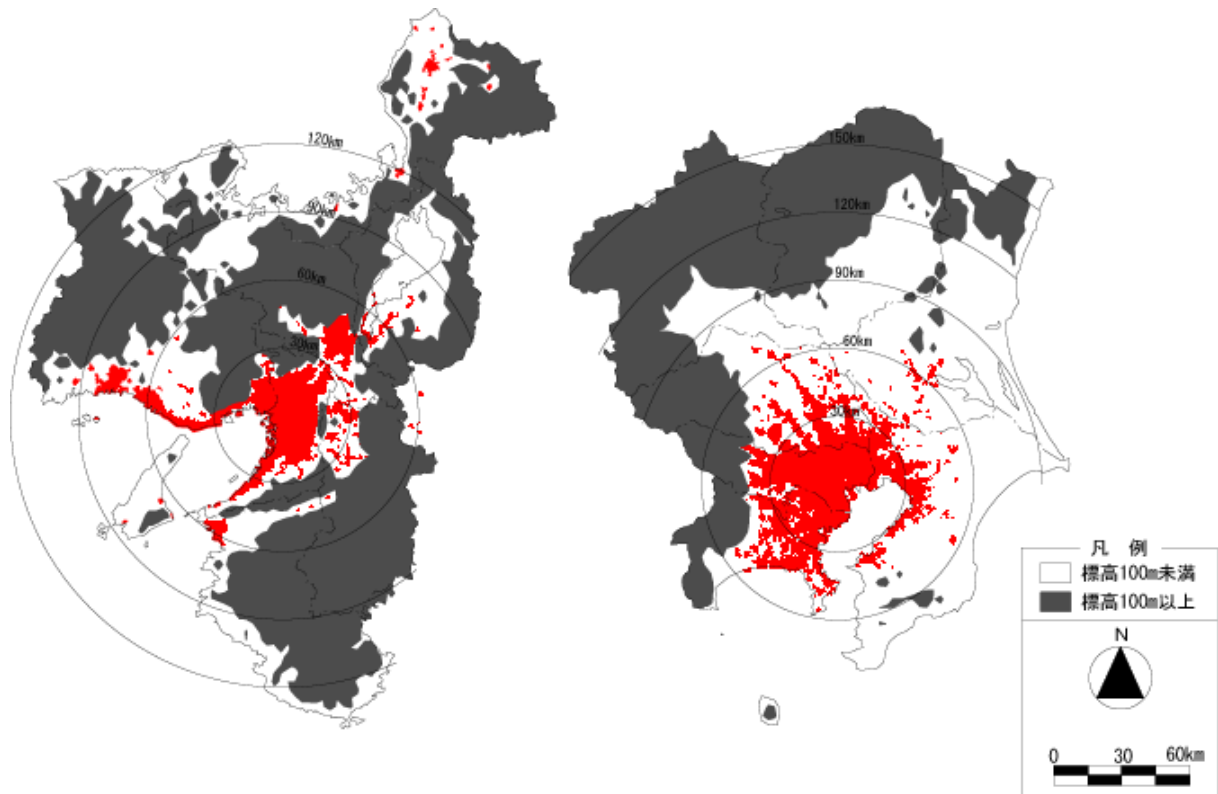
総面積：31,508km²

可住地面積：9,365km²

(2) 関東1都6県

総面積：32,418km²

可住地面積：17,862km²



注1) 近畿2府5県：福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

関東1都6県：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県

注2) 可住地面積とは、総面積 - 森林・原野・湖沼面積

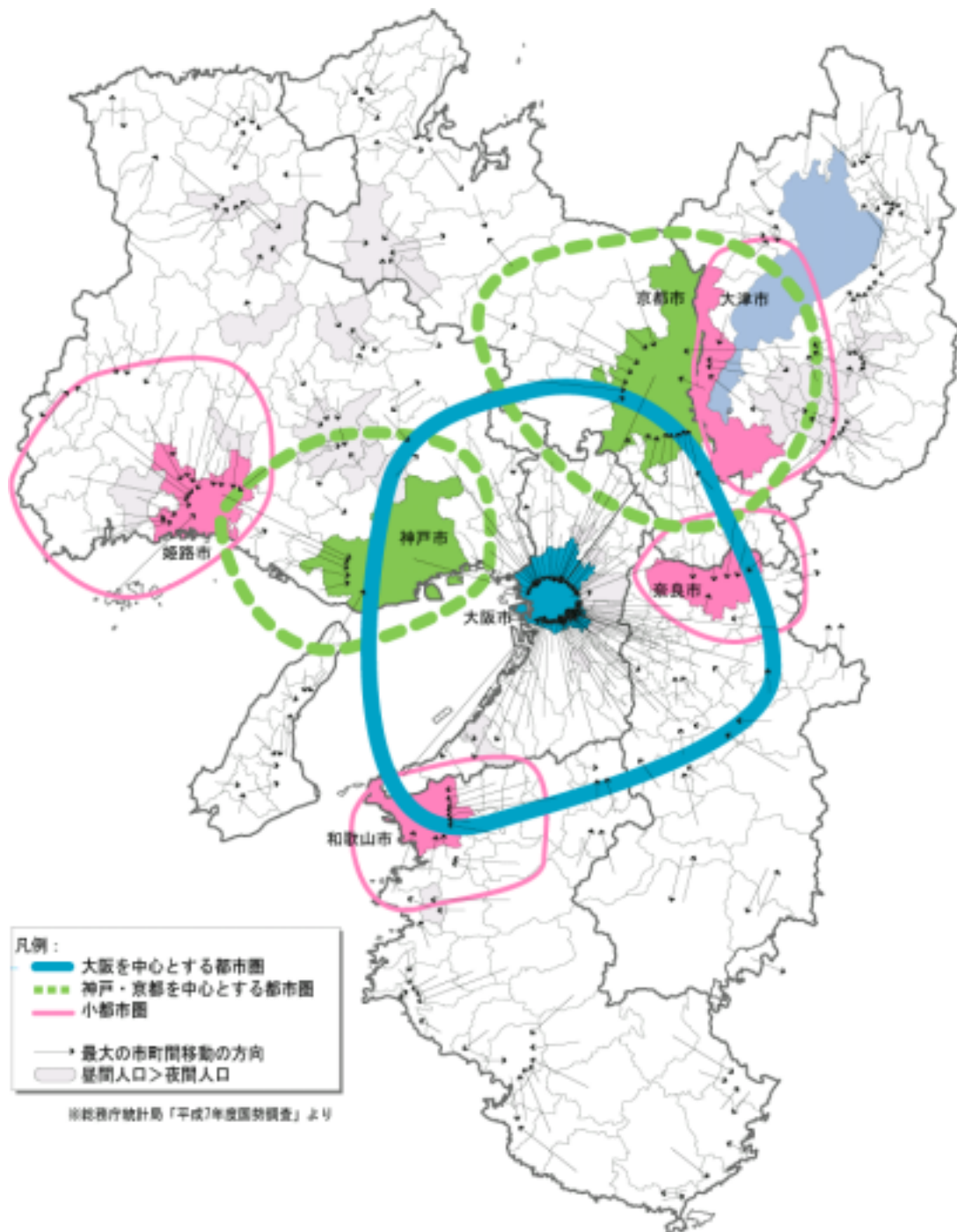
資料：平成6年度全国都道府県市区町村別面積調（総面積，湖沼面積）

1990年世界農林業センサス結果概要「林業地域調査」（森林・原野面積）

出所：第1回国土交通省委員会資料

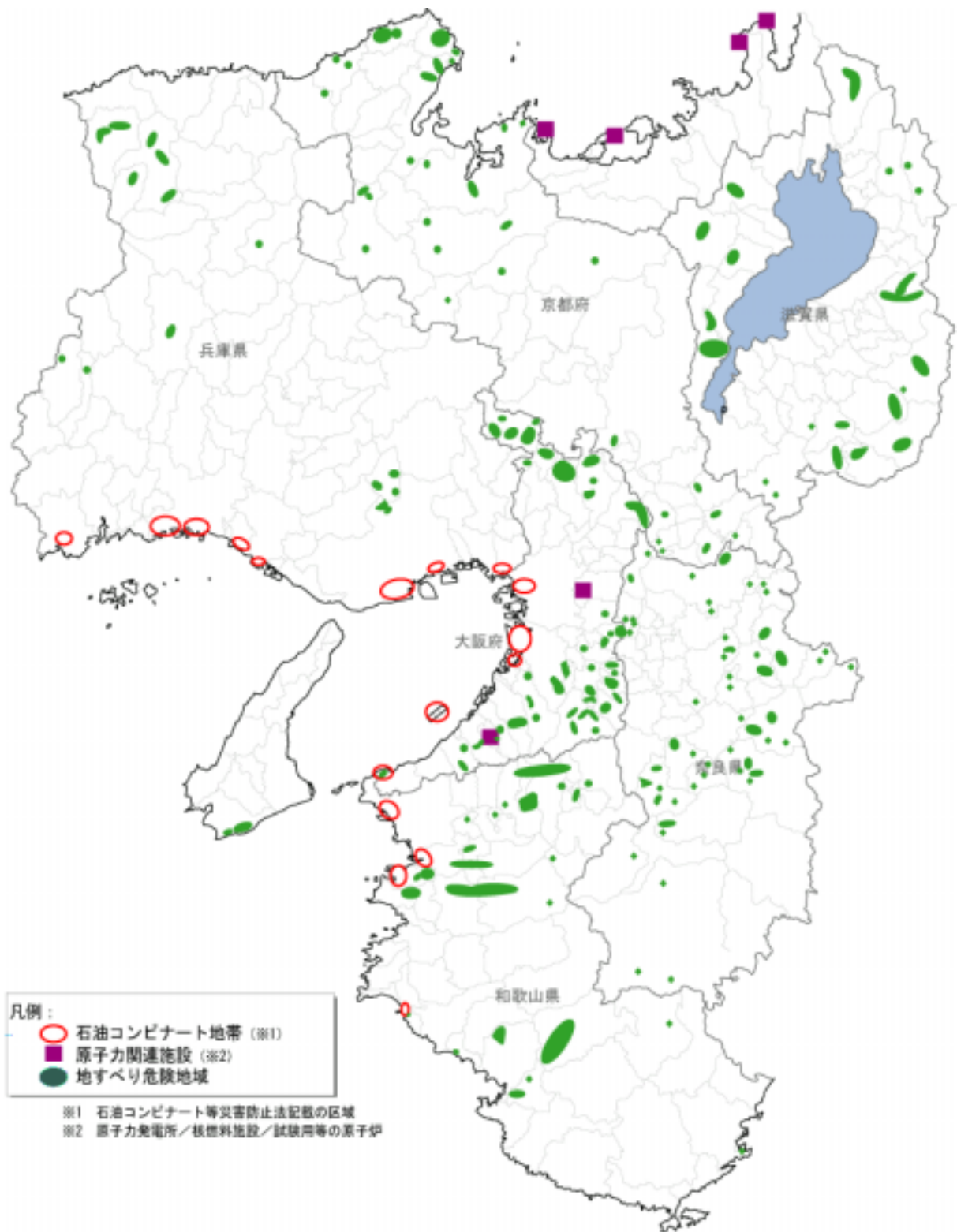
(2) 都市構造 / 通勤圏

近畿圏の都市構造は、一極集中的な構造を持つ首都圏とは異なり、大阪市を中心とする大都市圏、京都市・神戸市を中心とする中規模都市圏、さらに大津市・奈良市などを中心とする小都市圏といったように、規模の異なる複数の構造が重なり合う、多核型構造となっている。



出所：第1回国土交通省委員会資料

(3) 危険箇所等の概要



2.2 交通・輸送に関するインフラ整備の整理

(1) 陸路の交通・輸送に関するインフラ整備の概要

緊急輸送道路の指定

各府県市の地域防災計画では、被災後の輸送路となる道路について、その重要度等に応じていくつかの区分にわけて指定されている。

各府県市の緊急輸送道路区分（各府県市地域防災計画より作成）

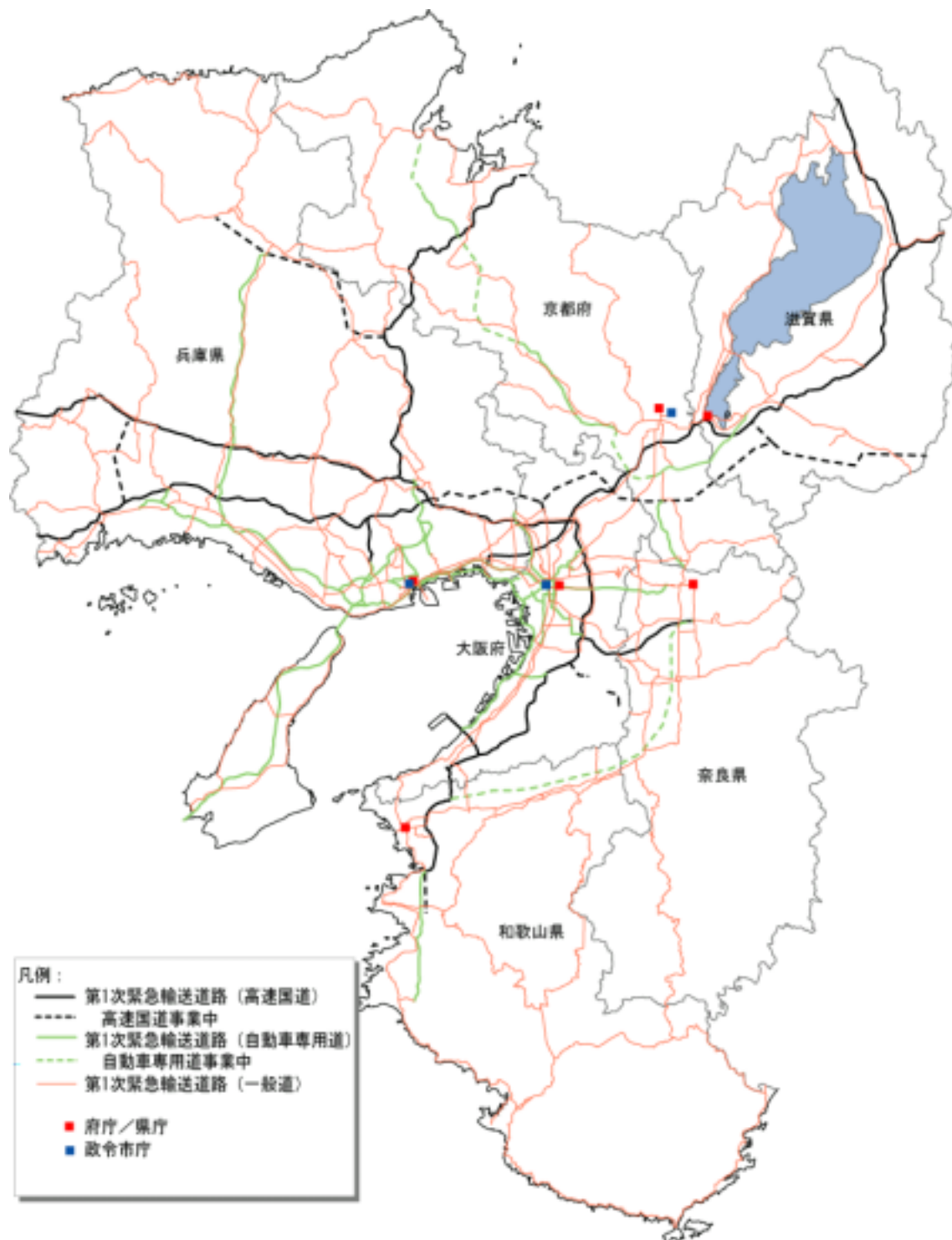
自治体名	分類	緊急輸送道路の区分と説明		
滋賀県	路線区分名称	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	説明	県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路(高速自動車道および一般国道を基本とする)	第1次緊急輸送道路と市町村役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路	その他緊急輸送に必要な道路(市町村地域防災計画において計画)
京都府	路線区分名称	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	
	説明	・府庁と総合庁舎を連絡する道路 ・他府県からの広域輸送道路(高速道路、一般国道の指定区間等) ・重要港湾舞鶴港を連絡する道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路	
大阪府	路線区分名称	広域緊急交通路(自動車専用道路と重点14路線)	広域緊急交通路(その他)	地域緊急交通路
	説明	右のように指定される広域緊急交通路のうち、特に災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路	広域緊急交通路のうち、重点14路線以外の一般道 ア 府県間を連絡する主要な道路 イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路 ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点および災害拠点病院を連絡する主要な道路	広域緊急交通路と当該市町村が自ら選定した災害時よう臨時ヘリポート、市町村災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路
兵庫県	路線区分名称	幹線緊急輸送路	一般緊急輸送道路	
	説明	県は、県外からの物資流入と、広域防災拠点及び県内18箇所に設けた物資等の集積・配送拠点である広域輸送拠点を結ぶ幹線道路を設定し、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとする。	県は、広域輸送拠点に集められた物資を、各市区町ごとに定めた地域輸送拠点に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努めることとする。	

自治体名	分類	緊急輸送道路の区分と説明		
奈良県	路線区分 名称	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	説明	他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路） 災害発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路	第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路
和歌山県	路線区分 名称	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	説明	高速自動車道、国道、主要県道等の主要幹線道路	防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路	第1次、第2次緊急輸送道路を補完する道路
京都市	路線区分 名称	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	説明	他の府県からの輸送ルートとなる高規格道路、直轄国道等の広域幹線道路、及び京都府庁、京都市役所を結ぶ路線	以下の防災機関と第1次緊急輸送道路を連絡する道路 ア 区役所、土木事務所 イ 警察、消防、自衛隊の救援拠点 ウ 病院等の医療拠点 エ 主要駅等備蓄及び集積拠点 オ 拠点間ネットワークとして必要と考えられる道路	広域避難場所（うち3 ² / ₄ ）へのアクセス道路
大阪市	路線区分 名称	広域緊急交通路（重点）	広域緊急交通路	地域緊急交通路
	説明	大阪府の広域緊急交通路の重点14路線のうち、大阪市内を通じている道路	大阪府のその他の広域緊急交通路のうち、大阪市内を通じている道路	市域内の緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するために確保する道路(23路線)
神戸市	路線区分 名称	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	
	説明	市役所など応急復旧の拠点となる施設へのアクセス、また他の府県からの輸送ルートとなる道路	市域内の緊急輸送活動を円滑に実施するために確保する道路	

出所：第1回国土交通省委員会資料

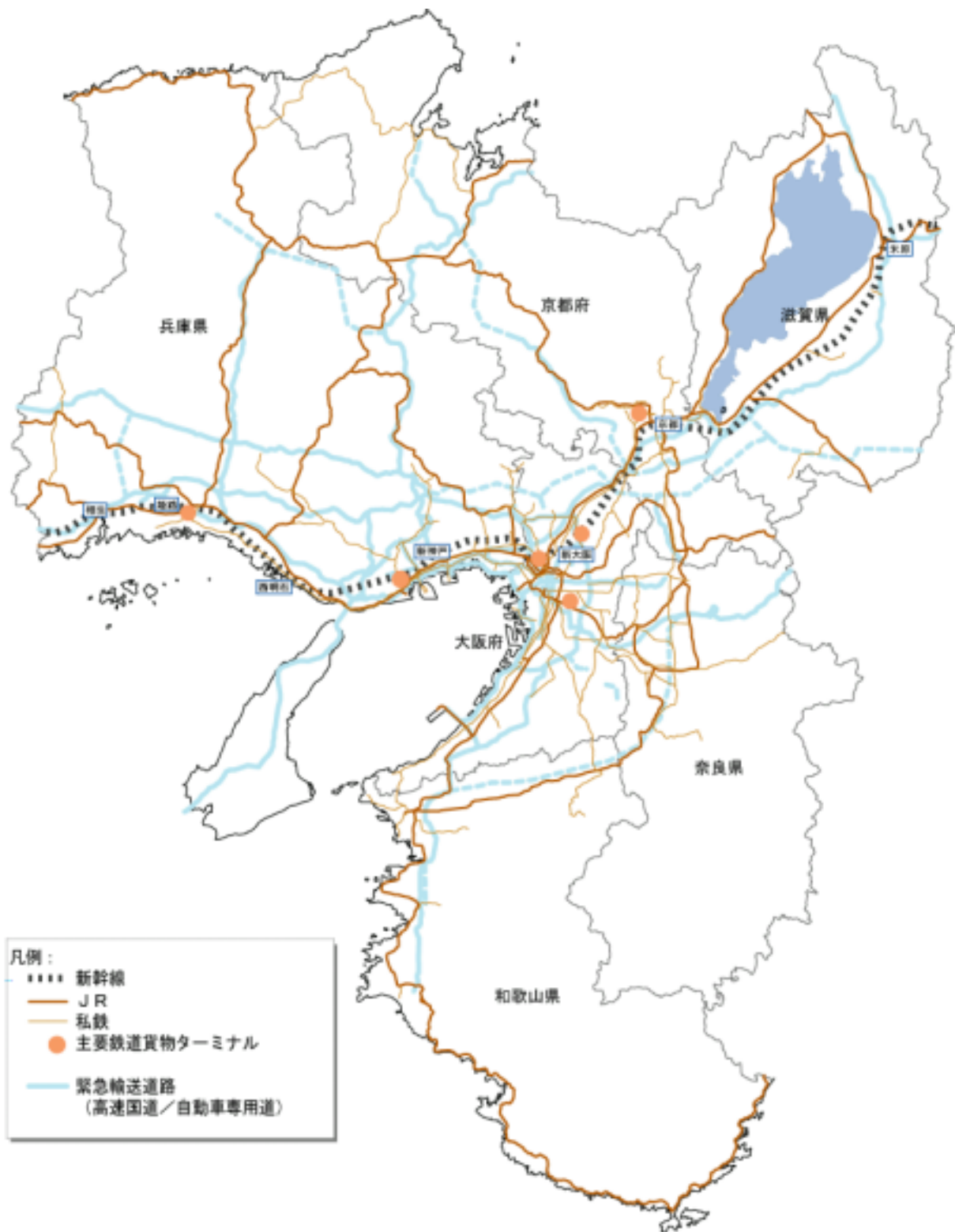
緊急輸送道路網の概要

各府県市地域防災計画より作成。ただし大阪府の一般国道については、重要14路線と指定された路線のみ掲載。



出所：第1回国土交通省委員会資料

鉄道網

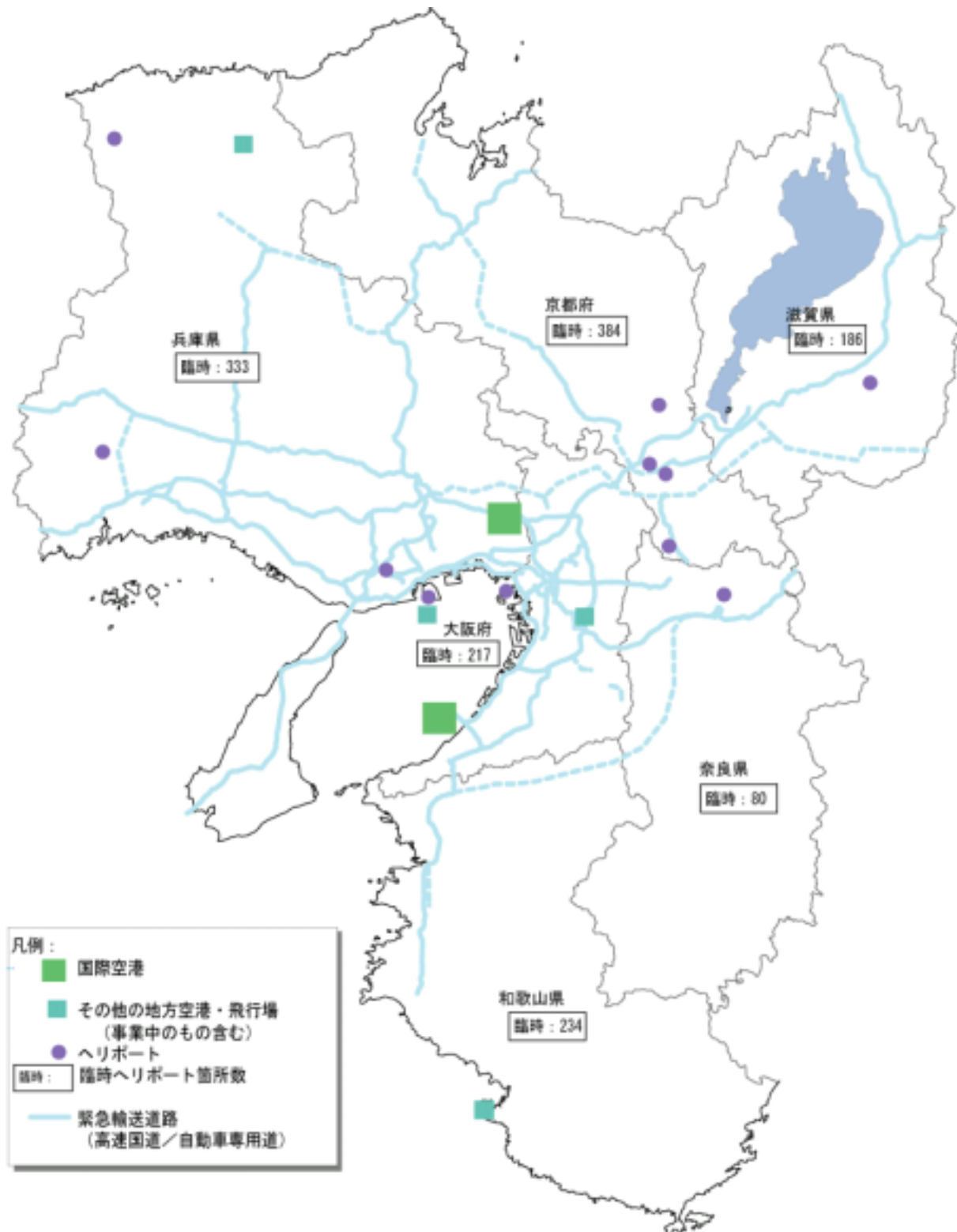


出所：第1回国土交通省委員会資料

(2) 空路の交通・輸送に関するインフラ整備の概要

ヘリポートの所在については、各府県市地域防災計画 および
1999年版「広域輸送拠点及び輸送関連拠点のリストマップ」より作成。

臨時ヘリポート数は、消防庁「震災対策現況調査(平成12年4月1日現在)」より作成。

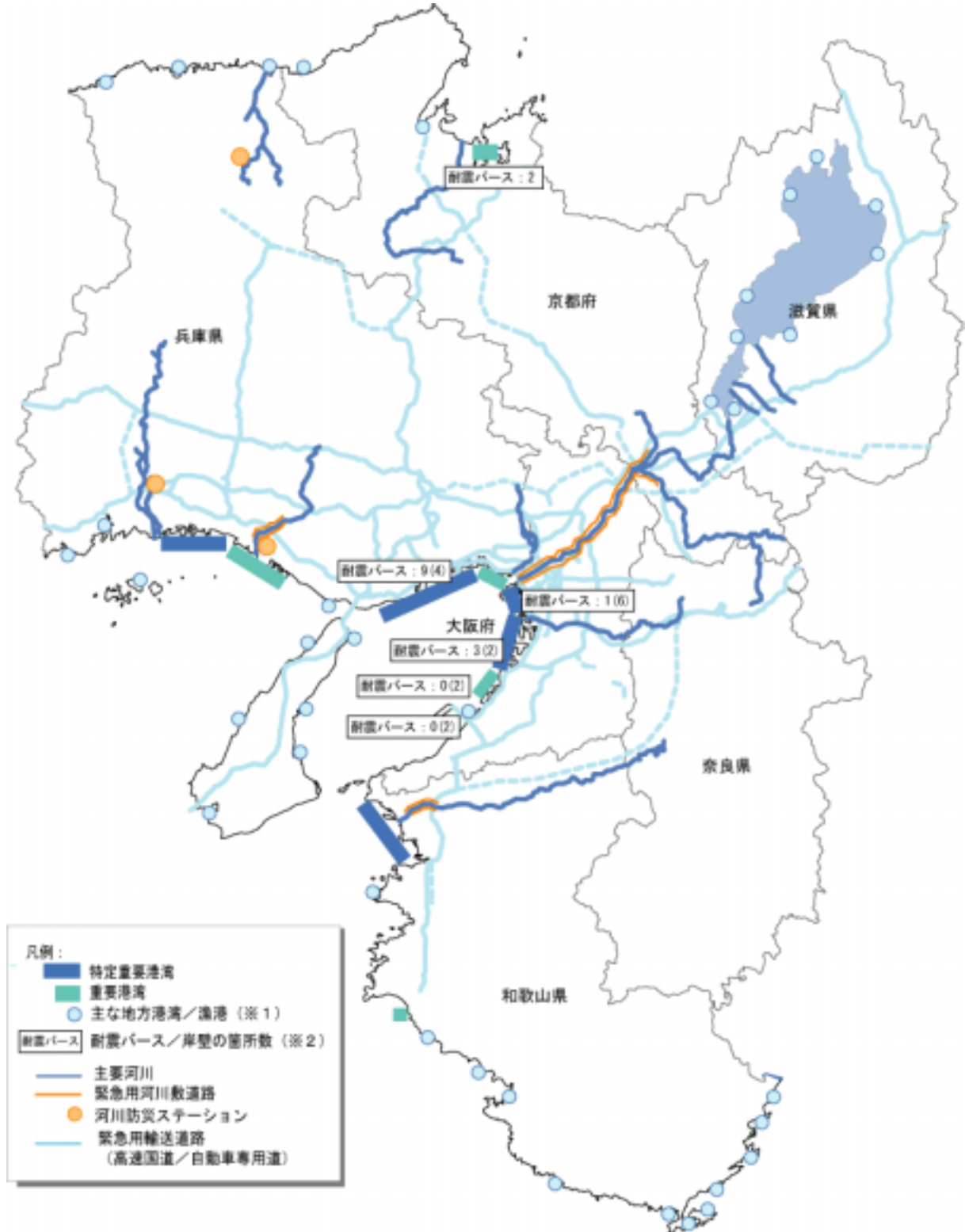


出所: 第1回国土交通省委員会資料

(3) 海路/水路の交通・輸送に関するインフラ整備の概要

地方港湾/漁港については、各府県市地域防災計画で「輸送拠点」として選定されているもののみ記載

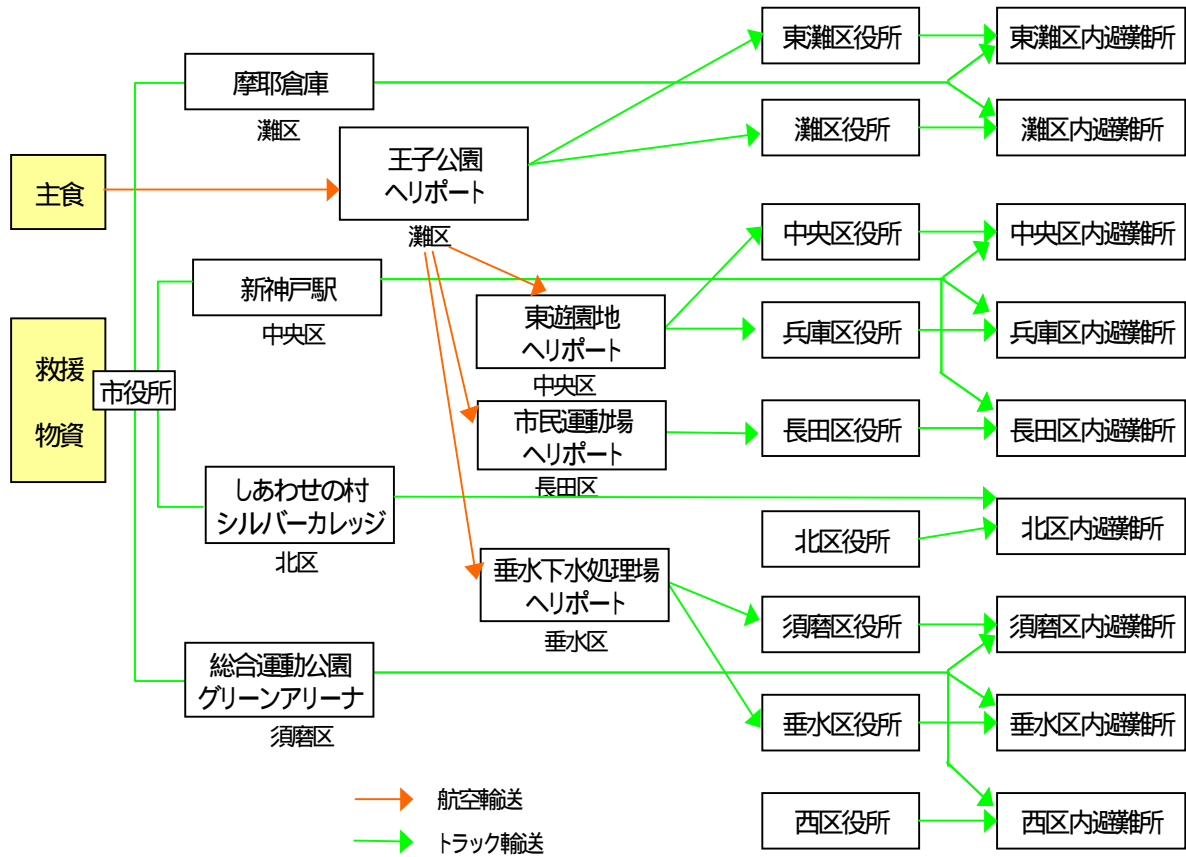
「耐震バース」表記の括弧内は整備中/計画中の箇所数



出所：第1回国土交通省委員会資料

2.3 災害時における緊急輸送ネットワークの整理

航空輸送とトラック輸送の連携による救援物資の配布（阪神・淡路大震災事例）



〔神戸市資料〕

出所：第1回国土交通省委員会資料

支援自治体からの物資の輸送手段（アンケート調査結果）

〔「阪神・淡路大震災影響把握調査報告書（平成9年3月）：運輸省第三港湾建設局」〕

地域別輸送手段別輸送量

〔各地域の輸送手段別輸送量〕

（単位：トン）

地域	トラック	船舶	飛行機	鉄道	郵送	宅配便	その他	合計
東北・北海道	1,303	0	20	0	1	0	4	1,328
新潟	390	0	0	0	0	0	0	390
関東	1,175	0	30	0	0	4	6	1,214
中部	1,733	0	0	0	3	0	0	1,736
近畿	4,532	22,097	80	0	0	0	500	27,209
中国	1,246		1	0	0	0	3	1,250
四国	684	3	0	0	0	14	0	701
九州・沖縄	542	4	24	0	0	0	0	570
合計	11,605	22,104	155	0	4	18	513	34,398

（注釈）1：何らかの物資を送っていると答えた自治体は93団体のうち89団体

2：輸送量については把握できている数量のみを計上しているため、問1-1の総輸送量と一致しない

〔各地域の輸送手段別輸送量（シェア）〕

（単位：%）

地域	トラック	船舶	飛行機	鉄道	郵送	宅配便	その他	合計
東北・北海道	98.1	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.3	100.0
新潟	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
関東	96.8		2.4	0.0	0.0	0.3	0.5	100.0
中部	99.8		0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	100.0
近畿	16.7	81.2	0.3	0.0	0.0	0.0	1.8	100.0
中国	99.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	100.0
四国	97.5	0.4	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	100.0
九州・沖縄	95.1	0.7	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	33.7	64.3	0.4	0.0	0.0	0.1	1.5	100.0

（注釈）1：何らかの物資を送っていると答えた自治体は93団体のうち89団体

2：輸送量については把握できている数量のみを計上しているため、問1-1の総輸送量と一致しない

出所：第1回国土交通省委員会資料

- ・四国、九州・沖縄をのぞく地域ではほとんどフェリーを利用せず
- ・トラック輸送のルートを把握していない自治体が4割

トラック輸送におけるフェリー輸送量

【各地域の輸送手段別輸送量】

(単位:トン)

地域	フェリー 利用あり	フェリー 利用なし	計
東北・北海道	3	1,215	1,218
新潟	0	390	390
関東	0	769	769
中部	0	773	773
近畿	0	1,362	1,362
中国	0	1,182	1,182
四国	179	233	412
九州・沖縄	32	419	451
合計	214	6,343	6,557

(注釈) 1:トラック輸送においてフェリー利用の有無を把握している自治体は56自治体
2:複数回答

(単位:%)

地域	フェリー 利用あり	フェリー 利用なし	計
東北・北海道	0.3	99.7	100.0
新潟	0.0	100.0	100.0
関東	0.0	100.0	100.0
中部	0.0	100.0	100.0
近畿	0.0	100.0	100.0
中国	0.0	100.0	100.0
四国	43.4	56.6	100.0
九州・沖縄	7.0	93.0	100.0
合計	3.3	96.7	100.0

(注釈) 1:トラック輸送においてフェリー利用の有無を把握している自治体は56自治体
2:複数回答

出所:第1回国土交通省委員会資料

- ・緊急を要する物資については飛行機、ヘリを利用

飛行機利用による輸送の際、到着した港湾

回答府県・市	物資量(トン)	到着した空港
北海道	14	不明(関空、伊丹)
岩手県	2	不明
福島県	4	伊丹空港
千葉県	15	伊丹空港
千葉市	5	伊丹空港
埼玉県	10	伊丹空港
京都市	80	不明(関空、伊丹)
岡山市	1	伊丹空港
福岡県	5	伊丹空港(空港からヘリ)
福岡市	2	伊丹空港(王子陸上競技場)
宮崎市	1	伊丹空港
沖縄県	16	伊丹空港

飛行機を利用した理由

- ・飛行機の利用についてはJASで無償輸送を実施していたため。
- ・ビニールシートについては緊急依頼のため飛行機を利用した。
- ・道路事情を考慮し、自衛隊機を利用。
- ・遠方からの物資を早く被災地に届けるため、可能な限り航空機を利用することが望ましい状況であった。
- ・医薬品については、緊急に医療活動を行う必要があったため、医師派遣と同時に飛行機で輸送を行った。

出所：第1回国土交通省委員会資料

3 京阪神都市圏の広域防災体制の整理

3.1 広域連携体制の概況

(1) 地方自治体間の連携体制

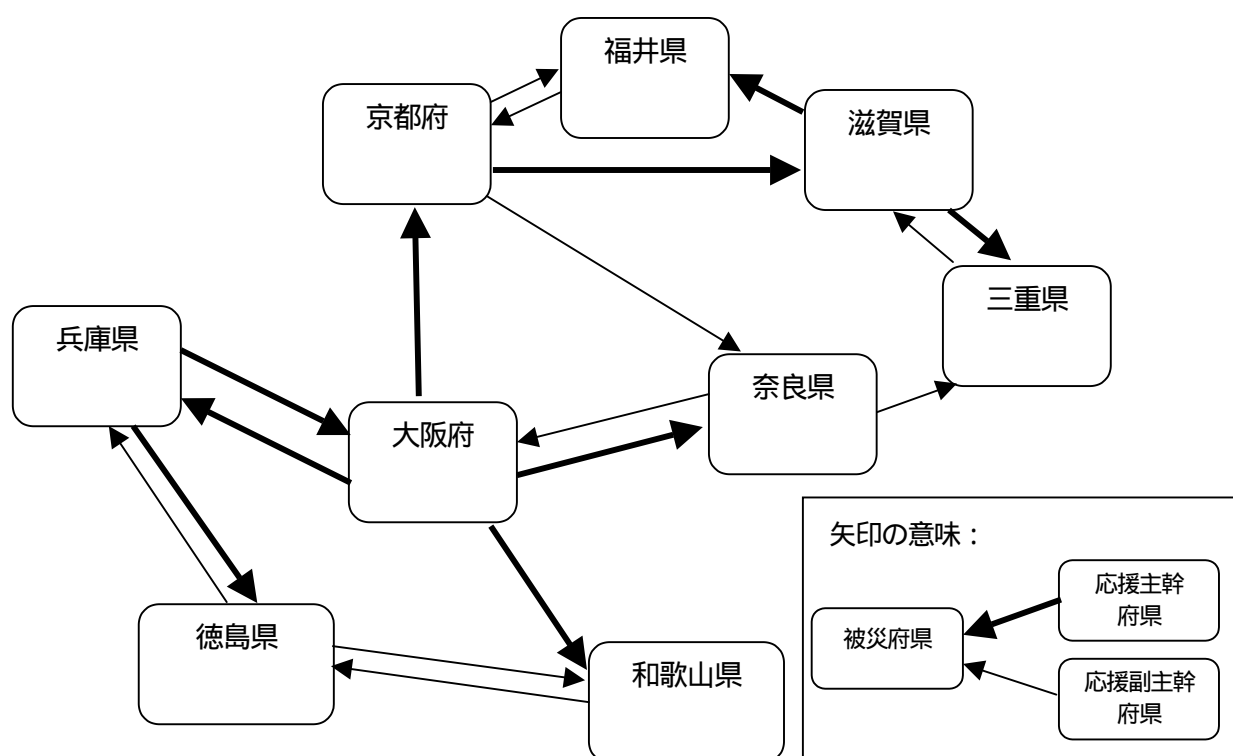
府県単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、迅速に関係機関に応援を要請することになっている。

近畿府県への応援要請

【近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県において、地震等による災害が発生し、被災府県では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するために締結されている。想定される被災府県ごとに応援主幹府県および応援副主幹府県が定められている。

近畿2府4県についての相互応援時の応援主幹/副主幹府県の関係



応援の種類は次の通りである。

食料、飲料水及び生活必需物資の提供

被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供

施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
避難者、傷病者の受け入れ
その他特に必要な事項

全国都道府県への応援要請

【全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定】

知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、自らが所属するブロックの幹事府県に対して、被害状況等を連絡するとともに、必要となる広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出し、応援を要請する。

広域応援の内容は次の通りである。

被災地における救援・救護
災害応急・復旧対策及び復興対策に関する人的・物的支援
施設や業務の提供またはそれらのあっせん

その他、個別府県等との相互応援協定

各府県で個別に他地方自治体と結んでいる広域的な応援協定等は次の通りである。

【滋賀県】

中部9県1市の災害応援に関する協定

滋賀県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の中部9県1市は、平成7年11月14日付けで「災害応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害が発生し被災縣市独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他県市に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めたものである。

応援の内容は次の通りである。

- ・物資等の提供及びあっせん、人員の派遣
- ・避難場所等の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等、被災県市の境界付近における必要な措置
- ・被災者の一時収容のための施設の提供
- ・その他特に要請のあった事項

【兵庫県】

岡山県、鳥取県との相互応援協定

兵庫県は、岡山県及び鳥取県に応援を要請または応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している(平成8年5月31日)。

応援の種類は次の通りである。

- ・災害応急措置
- ・応急復旧に必要な資機材、物資の提供
- ・職員の派遣 等

主な内容は次の通りである。

- ・要請を待たない応援の想定

- ・自己完結型の応援活動の実施
- ・両県に及び災害時の速やかな情報交換
- ・定期的な協議の実施

【奈良県、和歌山県】

紀伊半島三県災害時相互応援協定

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合、他の県が応援する。なお、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

応援の種類としては次の通りである。

- ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供及びあっせん
- ・被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及びあっせん
- ・施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
- ・情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- ・避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- ・ヘリコプターの活用による応援
- ・その他特に要請のあった事項

【京都市、大阪市、神戸市】

13大都市災害時相互応援に関する協定

京都市、大阪市、神戸市は、大規模な災害が発生した時、被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、13大都市(札幌市、仙台市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう、平成9年3月に「13大都市災害時相互応援に関する協定」を締結している。

この他、部局毎に様々な広域的な応援協定を結んでいる。例えば、消防では「四都市消防相互応援協定」(京都市、大阪市、神戸市、名古屋市)があり、消防全般にわたって相互に応援活動を行うこととしており、また、災害の規模、状況により、要請を待つことなく応援活動できる協定となっている。

出所：第1回国土交通省委員会資料

(2) 国と地方自治体との連携体制

合同現地対策本部の設置

広域あるいは激甚災害が発生した場合、政府は直ちに災害対策基本法に基づき非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「緊急災害対策本部等」という）を設置する（非常災害対策本部：災害対策基本法第25条第6項、緊急災害現地対策本部：災害対策基本法第28条の3第8項）。

また、関係行政機関、地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関等が連携して、災害応急対策を円滑・迅速・的確に実施するための総合調整の場として「合同現地対策本部」を設置することもある。

「合同現地対策本部」について、「首都圏広域防災拠点整備基本構想」では、『合同現地対策本部においては、都県市単独では対応できない、広域あるいは甚大な被害が生じた地域において、即地的かつ詳細な被災状況や応急復旧活動を把握し、大量の救援物資（海外からの救援物資を含む）や広域支援部隊について数量、搬送手段、配分等を調整するなどの広域的オペレーションを行うほか、初動段階で被災都県市が十分機能できない場合に直接応急復旧活動を展開する。』と示されている。

平成12年12月14日に出された中央防災会議主事会議申合せ「現地対策本部の設置及び運営等について」では次のとおり示されている。

現地対策本部の設置及び運営等について（「現地対策本部の設置及び運営等について」中央防災会議主事会議申合せより抜粋）

1 現地対策本部の設置

- (1) この要領において、現地対策本部とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第25条第6項に規定する非常災害現地対策本部又は災対法第28条の3第8項に規定する緊急災害現地対策本部をいう。
- (2) 内閣府は、被災地と災対法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は災対法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部（以下「本部」という。）との連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のために現地対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、内閣府からの報告に基づき、必要であると認める場合に、現地対策本部の設置を決定する。
- (4) 内閣府は現地対策本部の設置が決定されるに際し、名称、所管区域並びに設置の場所及び期間の案を作成し、内閣総理大臣の決裁を得るとともに、国会報告及び告示の手続きを開始するものとする。また、現地対策本部を緊急災害対策本部に設置する場合には閣議請議の手続きも併せて開始するものとする。内閣府は、以上の手続きと併行して、現地対策本部を設置する旨、各省庁及び被災地方公共団体に速やかに連絡するものとする。
- (5) 現地対策本部の設置は、原則として一の災害の一つとし、その名称及び所管区域は本部の名称、所管区域に準じ、設置の場所は原則として最も被害の大きいと見込まれる都道府県に、期間は現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整の必要性があると認められる間とする。
- (6) 緊急災害対策本部に現地対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部に現地対策本部が既に設置されているときは、当該現地対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部の現地対策本部が当該非常災害対策本部の現地対策本部の所掌事務を承継するものとする。

2 現地対策本部長の権限（省略）

3 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部は、本部の所掌事務のうち、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が防災業務計画又は地域防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、被災地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものとして本部長の定める事務を行う。

具体的には、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、以下の事務について被災地の地方公共団体と本部との連絡調整を行いつつ、政府が実施する対策に係る事務を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部、指定公共機関その他の防災関係機関が実施する災害対応急対策の円滑な実施のため必要な支援、協力等を行うこととする。

(1) 現地対策本部は、本部の現地機関として、以下の事務を行うものとする。

被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握並びにこれらに関する情報の関係機関、本部等への連絡

被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地の地方公共団体との調整及び政府の行う施策についての被災地への広報

国又は国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整。

国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整

政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整

その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務

(2) 現地対策本部は、本部の指示により、又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う以下の事務に関して、できる限りの支援を行うものとする。

自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急援助隊を含む。）緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整

国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方自治体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整

被災地における避難者の収容に関する調整

被災地における緊急輸送に関する調整

その他本部長が必要と認めたもの

4 現地対策本部要員

(1) 現地対策本部長は本部長が指名する。この場合の予定者としては、原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とする。ただし、緊急災害対策本部に現地対策本部を設置する場合で、災害の規模等から特に、国務大臣たる副本部長又は本部員を指名する必要がある場合、又は非常災害対策本部に現地対策本部を設置する場合で被害の程度、対応の必要性の程度から指定行政機関の他の職員たる本部員を指名すれば足りると判断される場合はこの限りではない。

(2) 現地対策本部員は原則として本省庁の課長級職員たる本部員（本部において必要な要員とは別の職員）又は地方出先機関の部長級職員たる本部員（緊急災害対策本部にあっては本省庁の課長級職員又は地方出先機関の部長級職員たる本部のその他の職員）を充てるものとし、内閣府、内閣官房及び各省庁の選定に基づき、本部長が指名する。大規模な自然災害が発生した場合の初動期における現地対策本部要員予定者については原則として別紙のとおりとする。ただし、実際の災害時には、状況に応じ追加、省略、変更がありうるものとし、また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。

(3) 現地対策本部のその他の職員は、内閣府、内閣官房及び各省庁の職員たる本部のその他の職員のうちから、内閣府、内閣官房及び各省庁の選定に基づき、必要な者を本部長が指名する。

(4) 現地対策本部員及びその他の職員は各省庁との兼務とし、現地への派遣を含む現地対策本部での職務については各省庁において出張等の扱いとし、各省庁において給与、手当等を支給するものとする。また、公務災害についても各省庁の対応とする。

5 現地対策本部用資機材（省略）

6 現地対策本部要員予定者の参集（省略）

7 現地対策本部要員たる本部の職員の任命、権限（省略）

8 現地対策本部の運営

- (1) 現地対策本部長は現地対策本部設置場所に到着後直ちに現地対策本部の開設を宣言し、被害状況の把握、可能な限りの被災地方公共団体の要望聴取等を行い、以後の運営方法を現地対策本部員に指示するものとする。
- (2) 現地対策本部においては、各省庁との連絡要員の他、被災都道府県の災害対策本部との連絡要員、広報担当、庶務担当等の担当者を定めるとともに、被害状況把握、交通規制、救助・救急、消火、医療・避難者保護、緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- (3) 現地対策本部長は、連絡要員を被災都道府県の災害対策本部に常駐させ、被災都道府県との連絡を密にするよう努めるものとする。
- (4) 現地対策本部長は、定期的に被災地方公共団体との打合せ、現地対策本部会議の開催を行うよう努めるとともに、現地の状況について現地対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じ指示を行うものとする。
- (5) 現地対策本部は本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合において、連絡を受けた本部は本部員を通じて各省庁に情報を提供するものとする。
本部は現地対策本部との連絡窓口を設け、連絡、支援を行うものとする。

別紙 現地対策本部要員予定者 (大規模な自然災害を想定した場合の初動期における原則的な構成)

本部長 内閣府副大臣又は大臣政務官
本部員 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
内閣府政策統括官付参事官(防災総括担当)付企画官
内閣官房内閣参事官
警察庁管区警察局長(東京都及び北海道にあっては警察庁警備局警備課警備管理官)
陸上自衛隊方面総監部幕僚副長
総務省総合通信局無線通信部長(沖縄にあっては沖縄総合通信事務所情報通信部長)
消防庁防災課災害対策官
消防庁震災対策指導室震災対策専門官
厚生労働省地方厚生局総務管理官
国土交通省地方整備局企画部環境審査官(北海道にあっては北海道開発局事業振興部長、沖縄にあっては沖縄総合事務局開発建設部長)
国土交通省地方運輸局企画部長(沖縄にあっては沖縄総合事務局運輸部長)
気象庁管区気象台技術部長(東京管区にあっては気象庁予報部主任予報官、沖縄気象台にあっては次長)
気象庁管区気象台技術部地震情報官(東京管区及び沖縄気象台にあっては気象庁地震火山部地震情報企画官)
海上保安庁管区海上保安本部警備救難部長(三～九管区にあっては企画調整官、十一管区にあっては次長)
その他の関係省庁の必要と考えられる要員
その他の職員 内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付参事官補佐
内閣府政策統括官付参事官(地震・火山対策担当)付主査
内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付防災通信官付主査
内閣府大臣官房会計課課長補佐
内閣府大臣官房総務課秘書専門職
その他関係省庁の必要と考えられる要員

(注) 気象庁においては、地震又は火山災害の場合は地震情報官等、風水害等のその他の自然災害の場合は技術部長等とし、消防庁においては、地震災害の場合は震災対策専門官、風水害等のその他の自然災害の場合は災害対策官とする。
実際の災害時には状況に応じ追加、省略、変更がありうる。また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。

3.2 地方自治体と指定行政機関、自衛隊等との広域連携体制の概況

(1) 指定行政機関等の長への職員派遣要請

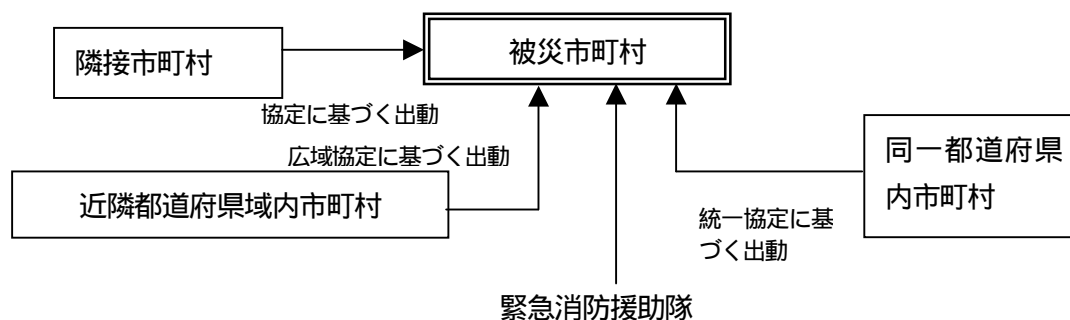
知事は、災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員派遣のあっせん要請を行うことができる。

(2) 消防

緊急消防援助隊の派遣要請

知事は、市町村から要請があった場合、または大地震による災害の範囲が著しく拡大し市町村の消防力では対応できないと認める場合、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域で消火、救助、救急という住民に密着した災害応急活動を遂行している消防の各部隊が、いったん我が国のどこかで大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応するため集中的に出動する仕組みである(平成7年創設)。規模は、部隊数1,785(構成員2万6,000人)となっている。



部隊名	概要
指揮支援部隊	被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援
救助部隊	高度救助用資機材を備えた、要救助者の探索、救助活動
救急部隊	高度救助用資機材を備えた救急活動
消火部隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
後方支援部隊	給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両による、各隊への補給活動
航空部隊	消防・防災ヘリコプターによる消火活動
水上部隊	消防艇による消防活動
特殊災害部隊	石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊災害への対応

出所：第1回国土交通省委員会資料

(3) 自衛隊

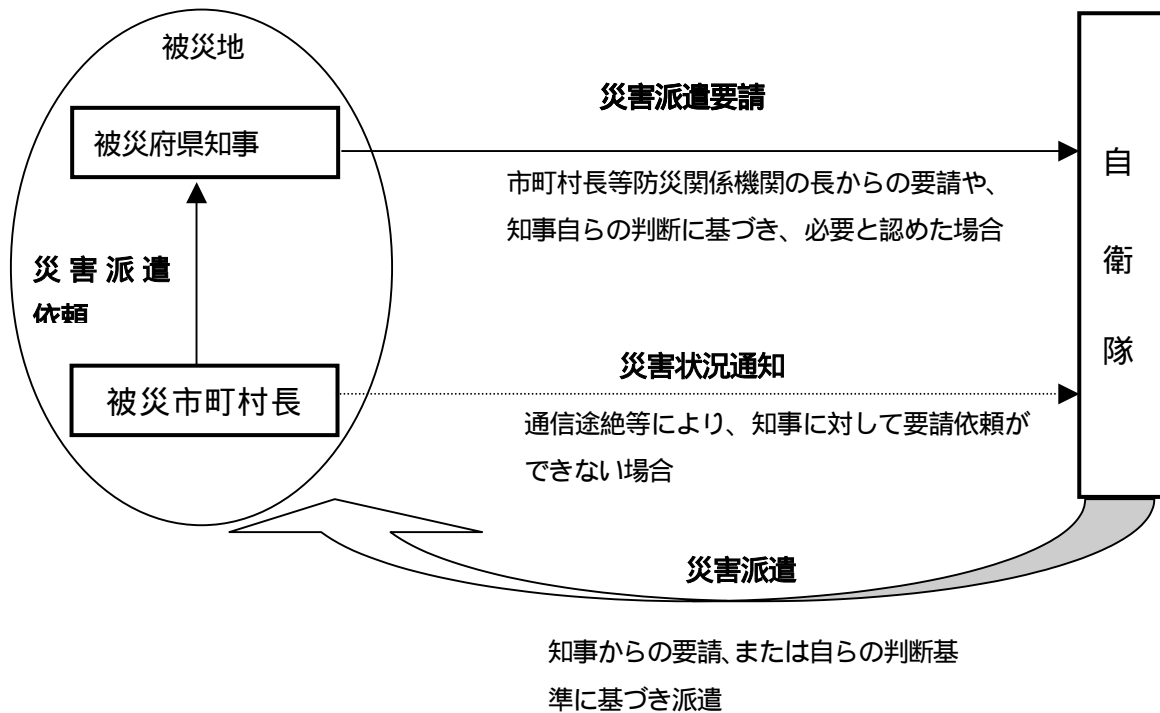
自衛隊災害派遣要請

大規模災害が発生した際、府県知事は、自衛隊と被害情報等について緊密な連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するために必要と認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請することとなっている。具体的な自衛隊災害派遣要請は次の通りである。

- ・知事は、市町村長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の依頼があり、必要と認めた場合、または自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- ・市町村長が通信途絶等により知事に対して要請の依頼ができない場合、直接自衛隊に災害の状況を通知する。

ただし、災害の発生が突発的で、その救援が急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することになっている。自衛隊の自発的判断基準は次の通り。

- 1.災害に際し、関係機関に対して災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 2.災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に関する要請を行うことができないと認められる場合、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3.災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に関する救援活動を実施する場合
- 4.その他、災害に際し、上記1～3に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合



なお、この「要請による派遣（知事などの要請を受けて自衛隊を派遣）のほか、自主派遣（防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な事態で、要請を待つ時間がないときには、例外的に部隊などを派遣することができる）がある。

出所：第1回国土交通省委員会資料

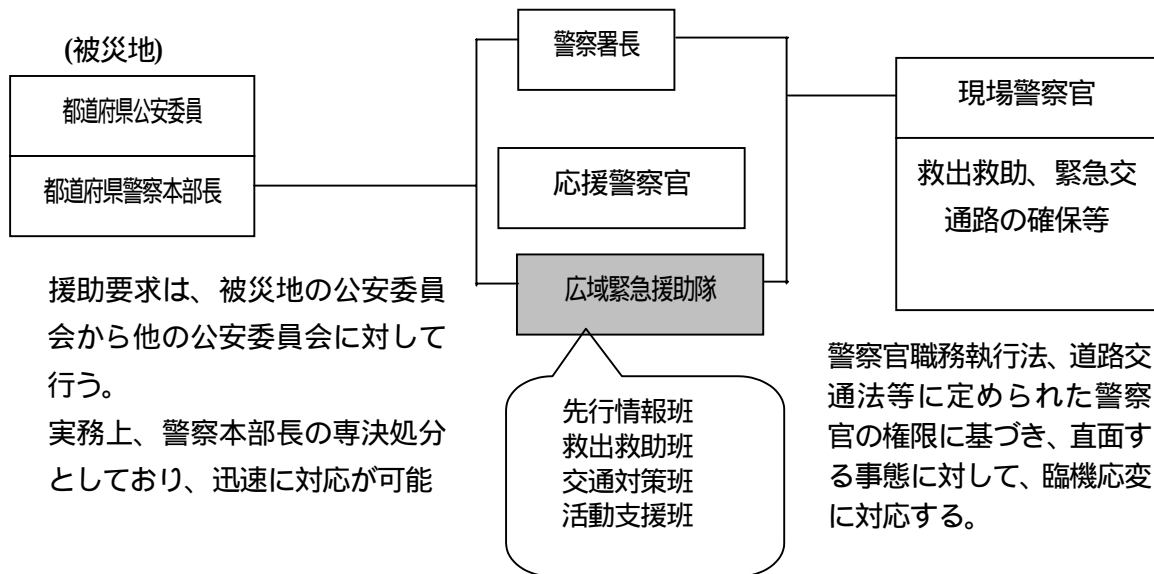
自衛隊配置図

(4) 警察

広域緊急援助隊の派遣要請

府県公安委員会は、必要に応じ、他の都道府県公安委員会に対し、警察官等の派遣を要請する。また、府県警察本部は、広域緊急援助隊等の派遣について、近畿管区警察局に対して援助の要求を行う。

警察には、災害対策に関して、地域情報の収集、住民の避難誘導、救出・救助、行方不明者の捜索、交通規制による緊急輸送路の確保、治安維持、検死業務といった広範な役割があるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、都道府県の枠を超えた広域的な災害対策の専門部隊として広域緊急援助隊を創設した(平成7年)。規模は約4,000人である。

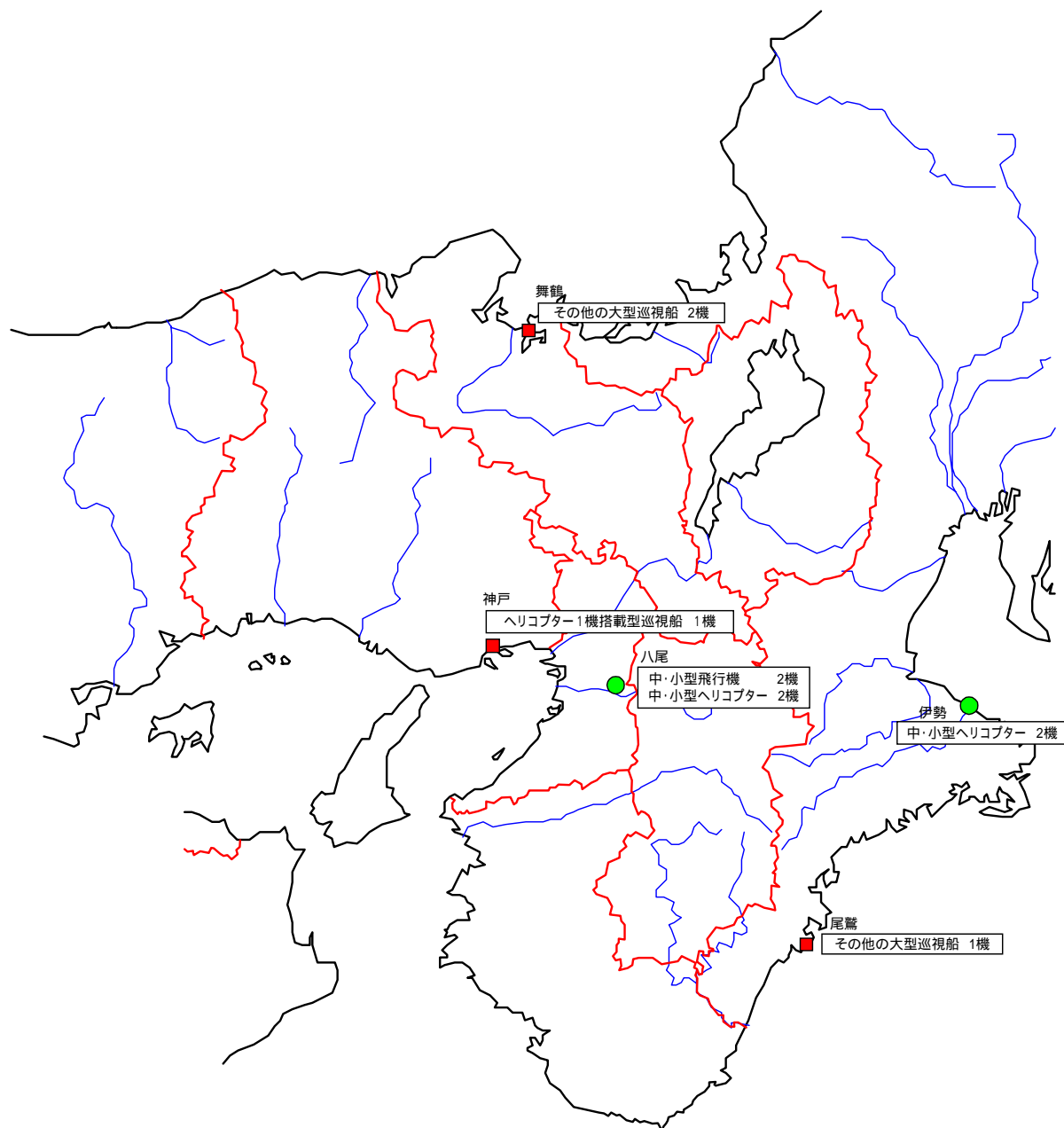


出所：第1回国土交通省委員会資料

(5) 海上保安庁

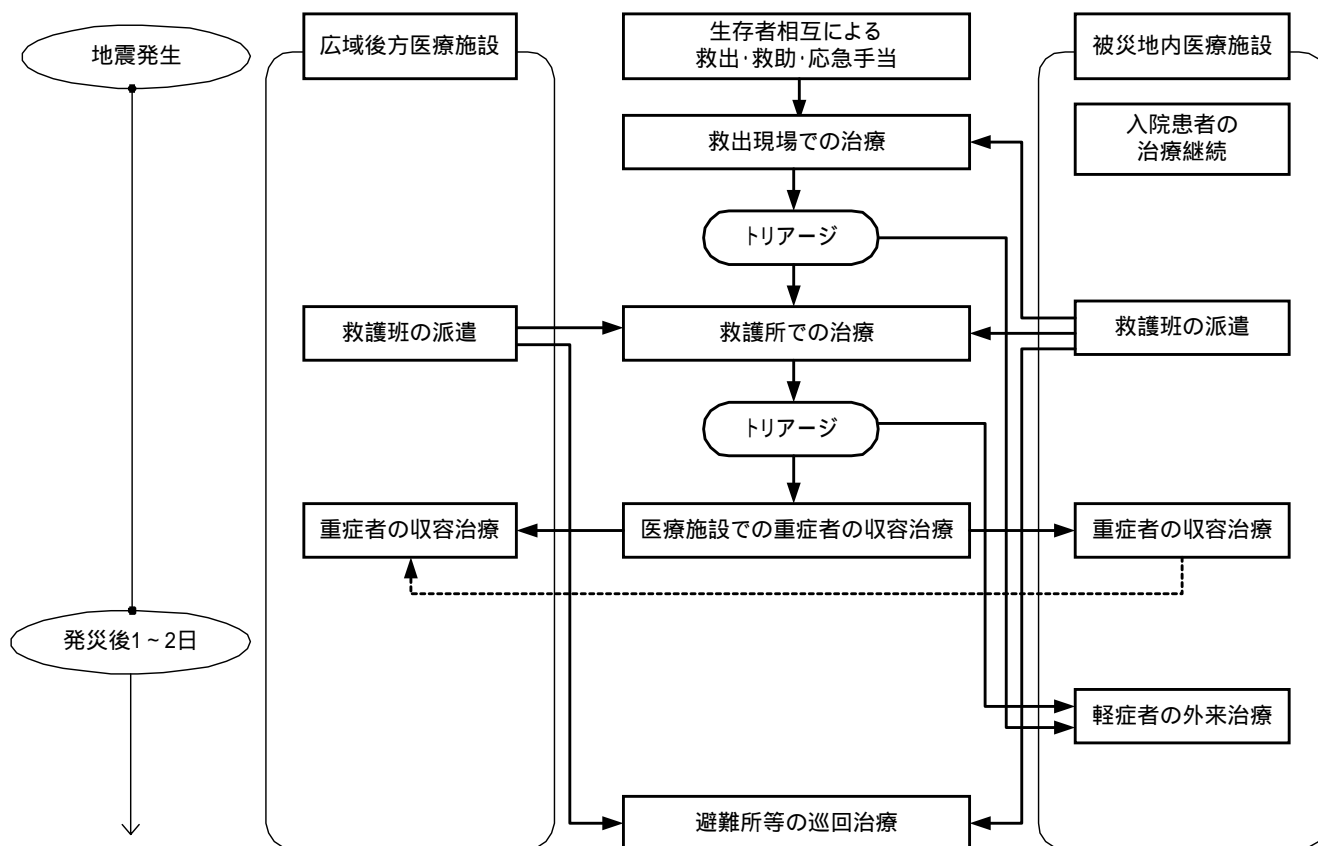
海上保安庁では、改定地殻変動の観測、活断層調査、海底火山の情報収集・監視観測を実施している。また、自然災害が発生した場合は、直ちに巡視船艇・航空機による被害状況調査や救助活動等を実施している。

海上保安庁（大型巡視船の配備状況、航空機の配備状況）



3.3 医療救護活動における広域連携体制の概況

(1) 災害時における医療救護活動の流れ



(2) 2府4県の地域防災計画における医療救護活動の考え方

【大阪府】

災害拠点病院の指定・整備

- ・基幹災害医療センター1箇所
- ・地域災害医療センター12箇所
- ・特定診療災害医療センター4箇所
- ・市町村災害医療センター39箇所（市町村の医療拠点として患者の受け入れ、災害拠点病院等との連携）

・災害医療協力病院

応急医療対策の概要

- ・医療救護班の編成・派遣：災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、近畿地方医務局、日赤大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

- ・医療救護班の搬送：医療関係機関は原則として自らが所有する緊急車輛等を活用し移動し、搬送手段を有しない場合は府及び市町村が搬送手段を確保し搬送を行う。
- ・医療救護活動の流れ（下図）

（地域防災計画資料編の図を切り張りします）

【京都府】

災害拠点病院の指定・整備

- ・基幹災害医療センター1箇所
- ・地域災害医療センター7箇所

応急医療対策の概要

- ・医療救護班の現地派遣：京都府24班、日赤京都府支部15班、国立病院6班、京都府医師会26班
- ・医療救護班の編成：概ね医師1名、薬剤師1名、看護婦2名、連絡員1名、運転員1名とする。

【兵庫県】

災害拠点病院の指定・整備

- ・県下10の二次保健医療圏に12病院を指定し、このうち神戸大学医学部付属病院については県立災害医療センターが開設されるまでの間、暫定的な基幹災害医療センターとする。

応急医療対策の概要

- ・救護班の編成・派遣：災害拠点病院救護班29班、日赤救護班15班、県立病院救護班19班、国立病院救護班21班、公的病院等救護班（国立・県立病院を除く）13班

【和歌山県】

災害拠点病院の指定・整備

- ・和歌山県総合災害医療センター2箇所（震災時医療対策の中核施設）
- ・地域災害医療センター6箇所（2次医療圏域災害医療対策の中核施設）

応急医療対策の概要

- ・医療班の現地派遣（県立病院医療班、日赤和歌山県支部医療救護班、県医師会救急医療班、労働福祉事業団医療救護班）
- ・医療班の編成：医師1名、看護婦2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名の計6名を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替える。
- ・トリアージについては災害拠点病院会議等においてできるだけ早く検討を行う。

【滋賀県】

災害拠点病院の指定・整備

- ・基幹災害医療センター1箇所
- ・地域災害医療センター7箇所

応急医療対策の概要

- ・医療救護班の派遣（日赤滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会）
- ・医療救護班の業務：傷病者の応急処置、軽症者への医療、後方病院への搬送の要否及び搬送先・搬送順位の決定等
- ・県作成のトリアージタグの有効な活用

【奈良県】

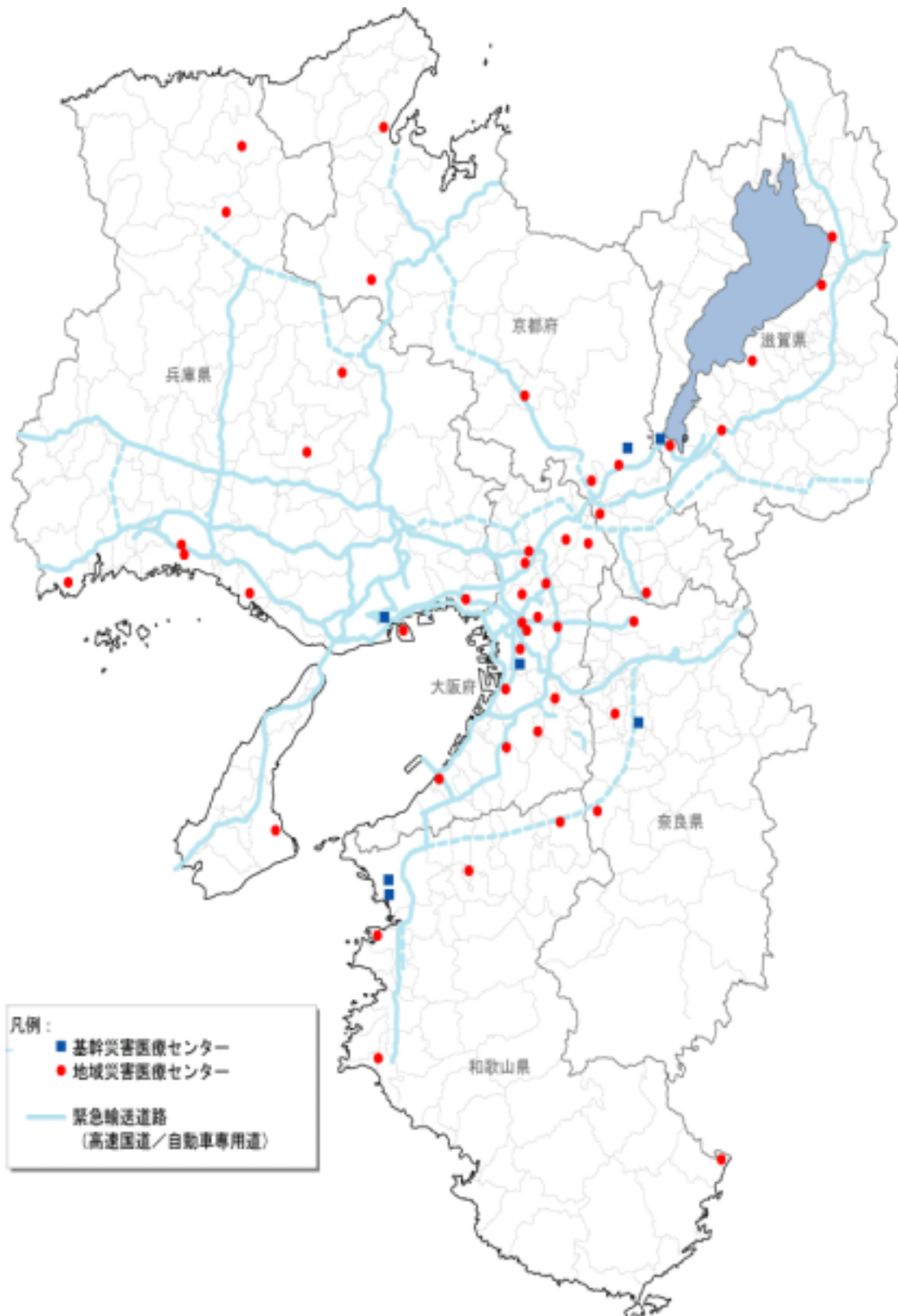
災害拠点病院の指定・整備

- ・基幹災害医療センター1箇所
- ・地域災害医療センター3箇所

応急医療対策の概要

- ・医療救護班の現地派遣：医大及び県立病院等は可能な限り自己完結型の医療救護班を編成・派遣、県医師会及び県病院協会は原則として医療救護所等における医療救護に従事する。
- ・医療救護班の編成：医師1,2名、看護婦2名、補助者1名を標準とする。
- ・医療救護班の業務：傷病者の応急処置、軽症者への医療、後方病院への搬送の要否及び搬送先・搬送順位の決定、トリアージ等

(3) 災害拠点病院の分布状況



資料：各府県市地域防災計画より作成
出所：第1回国土交通省委員会資料

(4) 医療機関における災害時応急医療の対応

震災時応急医療に係るアンケート調査の概要(「震災時応急医療体制の確立に向けて」平成4年、国土庁防災局より)

平成2年に国土庁防災局(現在の内閣府(防災担当))が実施した震災時応急医療に係るアンケート調査の結果について、オペレーション展開の課題に係る項目について抜粋紹介する(「震災時応急医療体制の確立に向けて」平成4年、国土庁防災局より抜粋)。

[調査方法の概要]

調査対象

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県にある医療機関

調査方法

調査対象機関に対して調査票を郵送により配布・回収

調査期間

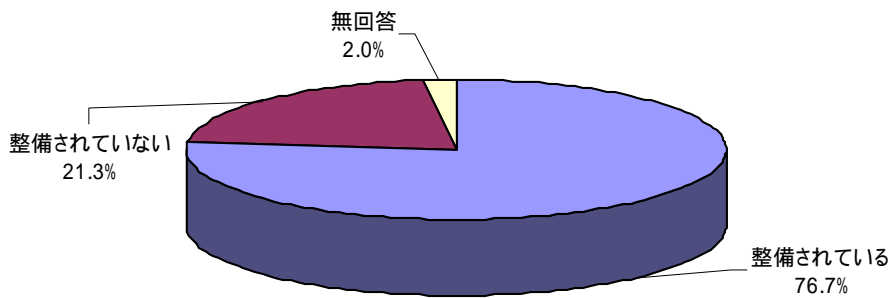
平成2年5月～6月

回収結果

配布数1,377、回収数696、回収率50.5%

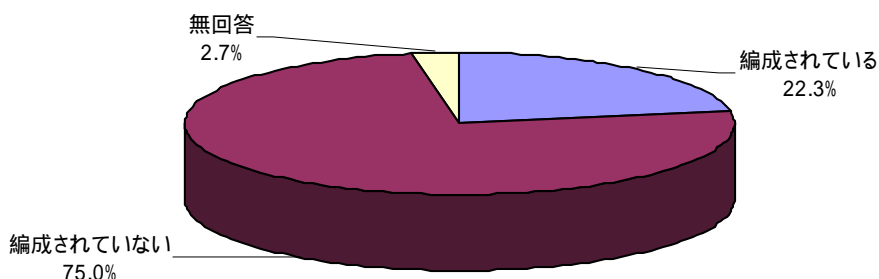
非常参集体制(震災時応急医療に係るアンケート調査)

- ・診療時間以外の職員の非常参集体制は7割以上の医療機関で整備されている。



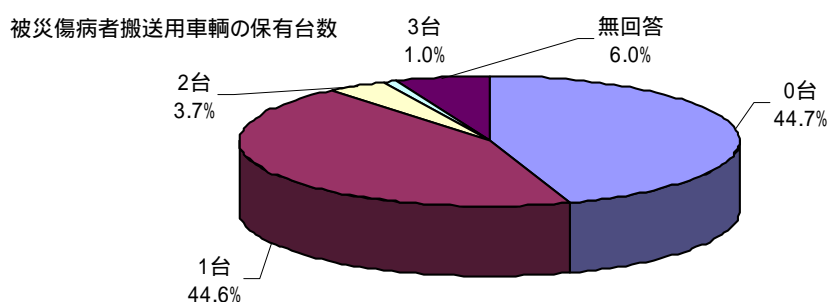
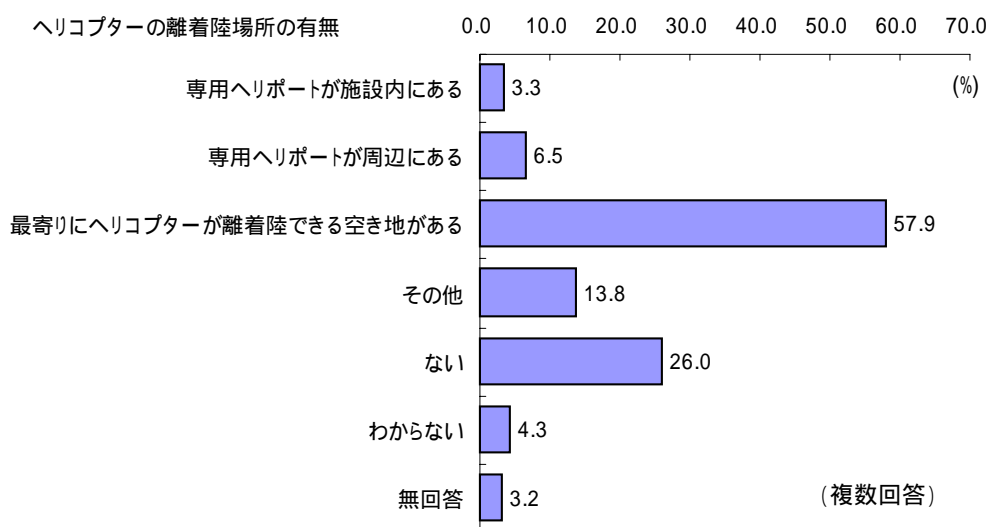
平常時における救護班の編成（震災時応急医療に係るアンケート調査）

- ・平常時において救護班が編成されている医療機関は22.3%であり、そのうちの半数以上は編成班数が1班である。



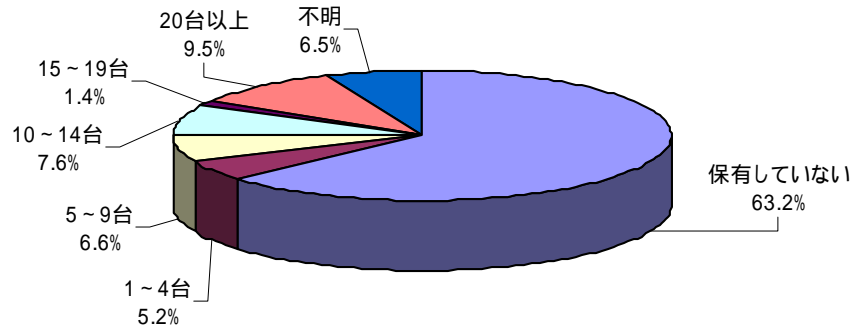
被災傷病者の搬送設備等（震災時応急医療に係るアンケート調査）

- ・施設内又は周辺にヘリポートやヘリコプターの離着可能な場所がある医療機関は67.7%である。
- ・しかし、被災傷病者の搬送用車両を保有している医療機関は49.3%と半数程度である。



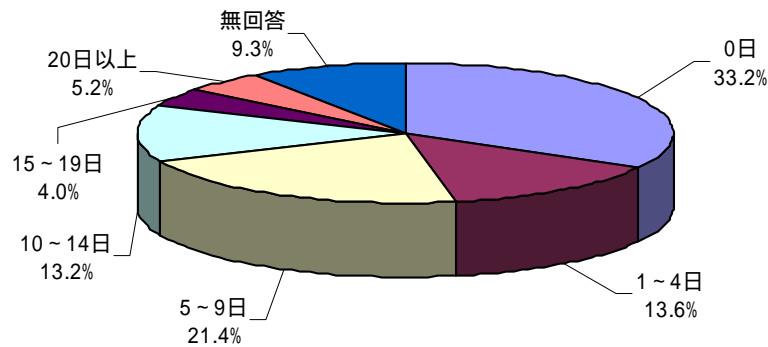
簡易ベッドの保有台数（震災時応急医療に係るアンケート調査）

- ・被災傷病者を受け入れるための簡易ベッドを保有している医療機関はおよそ3割程度、簡易ベッドを保有している医療機関の平均保有台数は15.3台である。



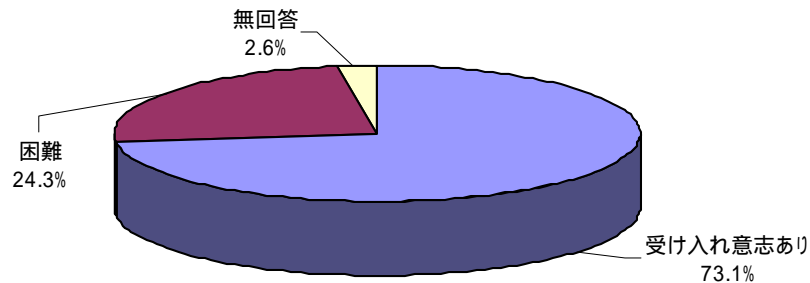
医薬品の備蓄（震災時応急医療に係るアンケート調査）

- ・災害時に備え医薬品を備蓄している医療機関は57.4%である。



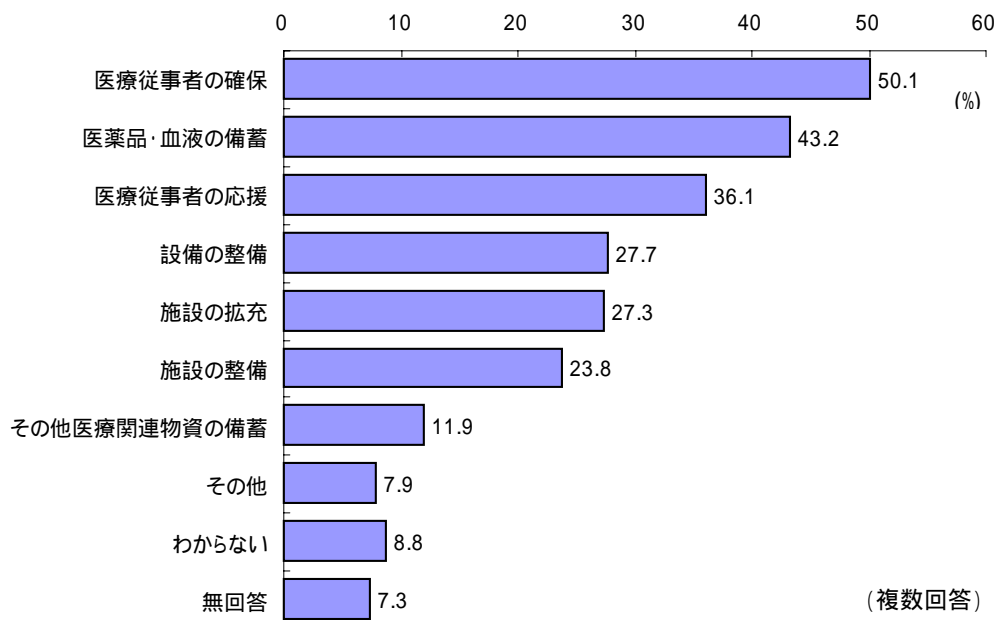
被災傷病者の受け入れ意志（震災時応急医療に係るアンケート調査）

- ・災害時に入院が必要な被災傷病者を受け入れる意志がある医療機関は73.1%である。



被災傷病者の受け入れで必要とされること（震災時応急医療に係るアンケート調査）

- ・被災傷病者を受け入れるために必要とされることとしては、医療従事者の確保や医薬品・血液の備蓄、医療従事者の応援などである。



3.4 緊急対応に関する基盤整備の概況

消防・防災ヘリコプター

全国航空消防防災協議会調べによると、平成13年8月1日現在において、全国で68機の消防・防災ヘリコプターが整備されており、京阪神都市圏の府県市では計10機が整備されている。

府県市の消防・防災ヘリコプターの整備状況

団体名	整備年度	機名	定員
滋賀県	平成7年度	淡海(おうみ)	11名
兵庫県	昭和63年度	ひょうご	10名
奈良県	平成10年度	やまと2000	15名
和歌山県	平成7年度	きしゅう	15名
京都市消防局	昭和62年度	ひえい	14名
	平成3年度	あたご	14名
大阪市消防局	昭和61年度	おおさか	14名
	平成4年度	なにわ	14名
神戸市消防局	昭和59	KOBE-III	11名
	平成6年度	KOBE-I	10名
府県市 計		10機	128名
(参考)全国		68機	

資料：全国航空消防防災協議会HPより作成

注：平成13年8月1日現在

3.5 情報通信基盤

(1) 緊急無線網の概要

緊急時に府県間通信を行うために、以下の 2 系統の通信ネットワークが整備されている。

- ・中央防災無線固定通信網

中央防災無線網の固定通信回線と国土交通省専用回線を接続し、被災した都道府県の災害対策本部と総理大臣鑑定及び国の災害対策本部を含む防災関係省庁との間で直接連絡がとれる。

- ・消防防災無線網（地上系 / 衛星系）

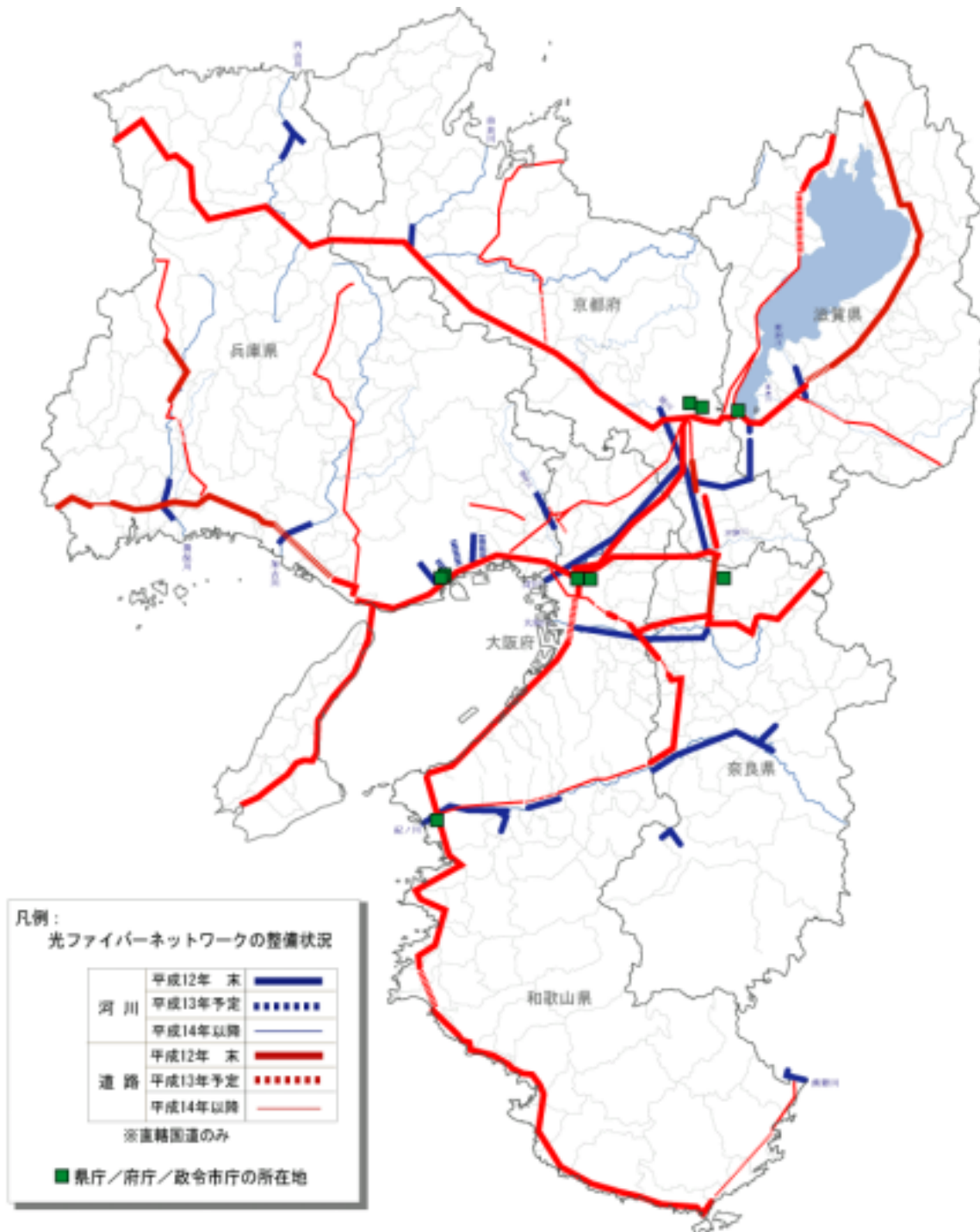
消防庁と都道府県との間を結ぶ無線網で、地上系および衛星系で構成されている。

防災関係通信網の概念図（平成13年版防災白書より抜粋）

出所：第1回国土交通省委員会資料

(2) 光ファイバーネットワーク整備の概要

平成13年版近畿地方整備局事業概要より作成



出所：第1回国土交通省委員会資料

(3) 防災情報システムの概要

各府県市の防災情報システム

主な機能：

- ・ 震度等の気象観測情報、被害情報、被害画像等の収集
- ・ 被害予測、被害情報などの地図表示等による、災害対策本部の意思決定支援
- ・ 関係部局への情報配信、マニュアルや申請書の電子化などによる、応急対策業務支援
- ・ 住民へのインターネットでの情報提供

自治体名	名称	ネットワーク構成等
滋賀県	(総合的な防災情報システム設置を検討中)	
京都府	(防災行政無線と衛星系通信による情報伝達システムを検討中)	
大阪府	大阪府防災情報システム (O-DIS)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内市町村、府警察本部、府庁各課に端末設置 ・ 被害画像を、衛星車載局など衛星無線を介して受信 ・ インターネット及びパソコン通信に接続
兵庫県	フェニックス防災情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹伝送路として県総合庁舎、県地方機関等の拠点に端末設置 (デジタル専用回線で接続) ・ 各市町、消防本部、警察署、ライフライン事業所等に端末設置 (各拠点からISDN回線で接続) ・ バックアップ伝送路として、兵庫県衛星通信ネットワークを利用 ・ 県庁からインターネットへ接続
奈良県	(奈良県防災行政通信ネットワークシステムの導入を検討中)	
和歌山県	(緊急防災情報ネットワークシステムを検討中)	
京都市	京都市防災情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、消防局等各局庁舎、区役所等に端末設置 (固定無線で接続)
大阪市	都市防災情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防局等関係部局、区役所などに端末設置 (有線の大阪市通信ネットワークで接続)
神戸市	総合防災通信ネットワークシステム (こうべ防災ネット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署、区役所、建設局事務所、避難所 (市立学校) に端末設置

出所：第 1 回国土交通省委員会資料

国の防災情報システム

(1) 内閣府「地震防災情報システム(DIS)」

- ・主な機能

事前被害想定、防災計画のサポート、被害の早期想定(地震被害早期評価システム)、
 応急対策のサポート(応急対策支援システム)、復旧・復興のサポート

- ・平成13年3月現在、関係7省庁にDISの端末を設置、ネットワーク化。

(2) 国土交通省防災センター防災情報システム

- ・主な機能

雨量、地震計データ等防災情報収集、現地映像やヘリテレ映像など被害情報収集、被害予測

その他の関連動向

(IT戦略会議『e-Japan 重点計画』に掲げられた施策の推進状況の調査報告)より抜粋

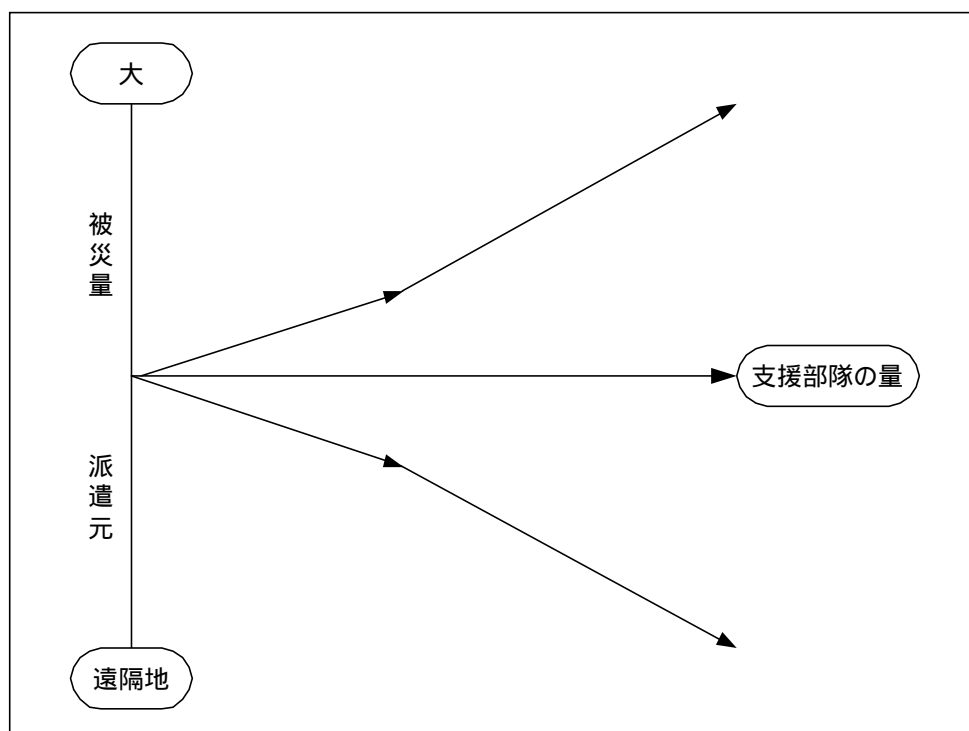
担当省庁	施策名	スケジュール	進捗状況
内閣府	総合防災情報システムの整備	2003年度までに整備	2003年度のシステム整備を目指し、2001年度までにライフライン業者や関係省庁の整備するシステムと地震防災情報システム(DIS)とのネットワーク化を行うとともに防災情報の標準化を実施する予定。
同上	火山防災システムの構築	2003年度までに整備	2003年度内のシステム構築を目指し、2001年度末までに、火山活動の状況に即応してハザードマップを選択表示できるシステムのプロトタイプを、有珠山をモデルとして開発する予定。
同上	人工衛星等を活用した被害状況等の把握システムの整備	2003年度までに整備	2003年度内の本格運用を目指し、2001年度末までに人工衛星等からの情報の活用方策、DISへの取り込み手法等について取り纏めを行うとともにシステムの基本設計を実施する予定。
国土交通省	災害情報ネットワークの整備	2003年度までに整備	2003年度の整備を目指し、集中豪雨等による水害、土砂災害、高潮等災害に対する防災情報ネットワークを構築中。
国土交通省 総務省 農林水産省 経済産業省 及び関係府省	G-XML(地理情報をインターネットで流通させるためのプロトコル)のJIS規格化	2001年度前半	(経済産業省) 2001年8月27日に、G-XML2.0をJIS X7199として規格化完了(国際統合版作成等を踏まえた改訂に向け作業中)。
同上	G-XMLの規格の国際標準化機構(ISO)への提案	2003年度中	(経済産業省) 2001年度末の国際統合版G-XMLの作成に向け作業中(2002年3月末、ISOに提案予定)。
同上	三次元GISに関する基盤技術の開発	2001年度中	(総務省) 三次元GIS構築のための基盤技術である三次元データ獲得技術の研究開発を実施しており、2001年度末までに成果を得る予定。
同上	ウェブマッピングシステムの開発	2003年度中	(国土交通省) 2001年度はウェブマッピング技術の基礎調査を実施。

出所：第1回国土交通省委員会資料

4 今後整理すべき広域的オペレーションの考え方について

被災量と各種支援部隊の量及び派遣元の距離関係

被災量が大きくなれば、それだけ多くの支援部隊を必要とし、より遠隔地からの支援も必要となる。



複数府県が同時被災し、広域対応の必要性が想定される地震災害での広域的オペレーションを検討する場合は、被災地以外の京阪神都市圏内からの支援部隊のみならず、圏外からの支援部隊の受け入れについても考慮する必要がある。

このため、阪神・淡路大震災における、

行政職員

消防

自衛隊

警察

海上保安庁

医療・保健

福祉関連

防災ボランティア

等の現状と問題点を整理するとともに、その後の被災想定の整理及びそれに基づくケーススタディにおいて、被災量と想定される支援量等との関係について整理することとする。

例 阪神・淡路大震災における救護応援活動例（日本赤十字社）

被災地内の病院（神戸赤十字病院、須磨赤十字病院）に対して、各地の赤十字病院等から医療スタッフが応援に駆けつけた。

現地入りした日赤の医療スタッフ数は延べ876人、取扱患者数は4万人近くまでに達した。

応援職員数（延べ）及び派遣施設内訳表（1月19日～2月18日）

種別	延べ人数	派遣施設
医師	72人	医療センター、山田、大津、長浜、京都第一、京都第二、舞鶴、大阪、高槻、和歌山、熊本
看護婦	464人	医療センター、秋田、芳賀、大田原、足利、前橋、大宮、小川、深谷、武蔵野、大森、新宿、長岡、福井、名古屋第一、大津、大阪、和歌山、姫路、松江、岡山、広島原爆、山口、松山、福岡、長崎原爆、熊本
薬剤師等医療救護者	206人	医療センター、武蔵野、名古屋第一、名古屋第二、大津、大阪（支部）、姫路、鳥取、岡山、広島原爆、松山、高松、熊本、熊本健管
事務職員	134人	大津、京都第一、京都第二、大阪、高槻、和歌山、広島原爆、松山
合計	876人	38施設

資料：「阪神・淡路大震災 救護活動の記録」日本赤十字社より作成

日赤医療スタッフの取扱患者数（1月17日～3月31日）

	患者数
1月17日～1月18日（初動）	3,791人
1月19日～1月31日	18,546人
2月1日～2月28日	13,059人
3月1日～3月31日	2,963人
合計	38,359人

資料：「阪神・淡路大震災 救護活動の記録」日本赤十字社より作成

日赤医療スタッフ本社・支部別救護班の活動状況（1月17日～3月31日）

	救護班数	救護員数	取扱患者数		救護班数	救護員数	取扱患者数
本社	8	64	515	滋賀	47	252	1,538
北海道	21	121	407	京都	78	434	2,788
青森	3	24	86	大阪	82	446	3,561
岩手	11	78	154	兵庫	74	453	1,867
宮城	7	37	165	和歌山	59	324	1,618
秋田	12	102	319	鳥取	15	110	670
福島	7	44	183	島根	20	162	844
茨城	8	45	277	岡山	48	296	1,658
栃木	7	51	271	広島	16	115	1,006
群馬	12	72	416	山口	19	126	850
埼玉	13	99	540	徳島	73	239	4,861
千葉	12	72	412	香川	23	154	1,113
東京	20	117	653	愛媛	17	117	637
神奈川	15	111	599	高知	23	200	692
新潟	3	21	147	福岡	21	132	904
富山	12	63	465	佐賀	8	58	449
石川	10	56	449	長崎	7	53	399
福井	11	61	366	熊本	26	169	702
山梨	7	56	283	大分	9	59	294
長野	27	206	1,180	鹿児島	4	31	278
岐阜	15	100	673	沖縄	12	65	190
静岡	20	121	1,124	合計	300	1,964	11,440
愛知	24	150	999				
三重	15	93	757				

単位:班、人

資料:「阪神・淡路大震災 救護活動の記録」日本赤十字社より作成